

遊佐町告示第82号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、第537回遊佐町議会定例会を令和2年6月9日遊佐町役場に招集する。

令和2年5月14日

遊佐町長 時田 博機

第537回遊佐町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年6月9日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

議長報告

組合議会報告

一般行政報告

教育行政報告

日程第4 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番 本間 知 広 君 2番 那 須 正 幸 君

3番 佐 藤 俊 太 郎 君 4番 佐 藤 光 保 君

5番	齋藤	武君	6番	松永	裕美君
7番	菅原	和幸君	8番	赤塚	英一君
9番	阿部	満吉君	10番	高橋	冠治君
11番	齋藤	弥志夫君	12番	土門	治明君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田	博機君	副町長	本宮	茂樹君
総務課長	堀	修君	企画課長	高橋	務君
産業課長	佐藤	啓之君	地域生活課長	畠中	良一君
健康福祉課長	中川	三彦君	町民課長	高橋	晃弘君
会計管理者	佐藤	光弥君	教育長	那須	栄一君
教育委員会	高橋	善之君			
教育課長					

☆

出席した事務局職員

局長	佐藤	廉造	議事係長	東海林	エリ	書記	瀧口	めぐみ
書記	菅原	悠						

☆

本 会 議

議長(土門治明君) おはようございます。ただいまより第537回遊佐町議会6月定例会を開会いたします。
(午前10時)

議長(土門治明君) 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

説明員としては、町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

なお、本定例会には、新型コロナウイルス感染症対策として密閉、密集、密接を避けるため、各行政委員会の委員長、会長等の出席要求はいたしておりません。

また、席の間隔を空けるため、一部執行部席の移動を行っておりますので、報告いたします。

本日の定例定例会は、めざせ再認定ジオパーク議会と名づけまして、烏海山・飛島ジオパークが2016年9月

に日本ジオパークの一つとして認定されてから4年目を迎え、今年度、再認定審査を受ける年になります。再認定へ向けて、出席者全員でジオパークポロシャツを着用し、開催させていただきます。

なお、朝日新聞社、山形新聞社、毎日新聞社、荘内日報社、NHK及び企画課より写真撮影、テレビ撮影の申請がございましたので、遊佐町議会会議規則第103条の規定により許可したので、報告いたします。

上衣は自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により2番、那須正幸議員、3番、佐藤俊太郎議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、高橋冠治委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、高橋冠治委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長(高橋冠治君) おはようございます。第537回遊佐町議会定例会の運営について、去る5月29日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日6月9日から6月12日までの4日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、組合議会報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。その後一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の6月10日は、前日に引き続き一般質問を行い、6人を予定しております。終了次第、令和2年度各会計補正予算4件、条例案件8件、事件案件3件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の6月11日は、終日各常任委員会を開催します。

第4日目の6月12日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分頃から本会議を開催し、条例案件8件の審議及び採決、補正予算の審査結果報告及び採決、事件案件3件の審議及び採決、発議案件2件の審議及び採決を行い、終了次第、第537回定例会を閉会したいと思います。

議員各位の協力をよろしくお願い申し上げます。

議長(土門治明君) お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日6月9日より6月12日までの4日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(土門治明君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

1. 専決処分について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分をした旨、町長より報告があった。

令和2年3月10日付

・専決第1号

令和元年度 橋梁長寿命化修繕計画事業(大規模更新)広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部
変更に係る専決処分について

2. 系統議長会について

☆荘内地方町村議会議長会臨時総会

(1)期 日 令和2年4月17日(金) 書面決議

(2)案 件

- ① 認第1号 令和元年度荘内地方町村議会議長会会計決算の
認定について

歳入合計	738,202円
歳出合計	353,298円
差引残額	384,904円

(3)協議事項

- ① 知事を囲む市町村自治振興懇談会に対する要望事項について
・日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について
- ② 山形県町村議会議長会臨時総会への要望事項について
・羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について
・一般県道「余目・松山線」庄内橋の架け替え促進について
・主要地方道「庄内空港立川線」両田川橋の架け替え促進について
- ③ その他当面する諸課題について

☆庄内市町村議会議長会総会

(1)期 日 令和2年4月21日(火) 書面決議

(2)案 件

- ① 令和元年度事業報告について
② 令和元年度収支決算について

歳入合計	584,388円
歳出合計	403,436円
差引残額	180,952円

(3)協 議

- ① 令和2年度事業計画について
② 令和2年度収支予算について

予算総額 581,000円

③ 令和2年度庄内市町村議会議長会負担金について

人口割(80%)・平等割(20%)

本町負担額 32,000円

次に、組合議会報告を行います。

酒田地区広域行政組合議会について、議員を代表して、7番、菅原和幸議員より報告願います。

7番、菅原和幸議員、登壇願います。

7 番(菅原和幸君)

組合議会報告

令和2年4月16日

遊佐町議会

議長 土門治明 殿

酒田地区広域行政組合

議員 赤塚英一

議員 菅原和幸

組合議会報告について

組合議会に出席しましたので、次のとおり報告します。

記

●4月臨時会

1. 招集日時 令和2年4月16日(木) 午後3時30分

2. 場 所 酒田地区広域行政組合議会議場

3. 付議案件

(1)報第1号 専決事項の報告について

専第1号 損害賠償の額の決定について

損害賠償額 24,189円

(公用車運転中の事故)

(2)議第7号 酒田地区広域行政組合監査委員の選任について

大石 薫(酒田市)

4. 審議の結果

議第7号 原案同意

以上です。

議長(土門治明君) 続いて、一般行政報告について、本宮副町長より報告願います。

本宮副町長。

副町長(本宮茂樹君) おはようございます。

それでは、一般行政報告を申し上げます。

一般行政報告。

令和2年6月9日

1、令和元年度遊佐町一般会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、中学校教育用コンピュータ整備事業外5事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので報告します。別紙Ⅰのとおり。朗読省略。

2、令和元年度遊佐町地域集落排水事業特別会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、農村漁村整備交付金事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので報告します。別紙Ⅱのとおり。朗読省略。

3、小型動力ポンプ付軽積載車及び小型動力ポンプの更新について。3月22日、第3分団第3部第2班(谷地)と第5分団第2部第2班(宮田)に小型動力ポンプ付軽積載車を配備しました。また、第2分団第3部第2班(大蕨岡)と第3分団第2部第3班(中樽)の小型動力ポンプの更新を行いました。

4、遊佐町防災ガイドマップの作成及び配布について。3月25日に、津波・洪水・土砂災害ハザードマップを盛り込んだ遊佐町防災ガイドマップが完成し、4月20日から22日まで、役場議事所にて各集落分を区長に配布、その後、町内全戸に届けられました。

5、遊佐町新型コロナウイルス感染症対策本部対応について。2月28日の対策本部設置以降、国・県の方針を基に町の対応方針について計13回会議を開催し協議しました。4月7日の政府緊急事態宣言を受け、4月8日に新型インフルエンザ等特別措置法に基づく対策本部に移行し、遊佐町消防団、遊佐分署、遊佐交番、遊佐厚生会、社会福祉協議会から本部員・オブザーバーの立場で参加いただき、広い視点から協議・情報共有を行いました。

5月25日に緊急事態宣言が全面解除され、法に基づく対策本部から町独自の対策本部に移行しました。引き続き町の取組について協議し、町民に周知を図りながら、感染予防、社会経済の回復に向け努めてまいります。

6、遊佐町合併65周年記念事業について。3月13日、第4回合併65周年記念事業実行委員会を開催し、実行委員会で制作した65周年記念映像の完成試写を行い、同日をもって実行委員会を解散しました。

7、地方創生の推進について。3月16日、遊佐町地方創生推進会議が開催され、遊佐町総合戦略5か年間の総括と、次期総合戦略の策定方針等について協議されました。

8、水循環の保全をめぐる係争について。令和元年12月12日付で控訴された行政処分取消等請求控訴事件について、令和2年3月25日付で附帯控訴を提起しました。4月10日には第1回口頭弁論が行われ、損失補償の対象範囲について審理が行われました。次回口頭弁論の開催期日は6月12日となっています。

9、地域おこし協力隊について。令和2年3月末で和島経輔さん、4月末で高橋加奈絵さん、5月末で林晶さんがそれぞれ3年間の任期を満了し退任しました。

また、新たな隊員として、令和2年4月より遊佐高校学生生活支援業務担当として鈴木晴也さん、令和2年5月より特産品の販売・PR及び新たな特産品の開発業務担当として中島悠さんを、それぞれ委嘱しました。

10、きらきら遊佐マイタウン事業について。5月26日に選定委員会を開催し、申請のあった集落公民館の改修、文化誌の発刊等6件について審査した結果、1件について内容確認のために保留、1件について添付書類の追加を求めた上で再審査とし、他4件について採択としました。

11、遊佐町まちづくり協議会連合会事業について。5月25日、まちづくり協議会連合会総会を開催し、昨年

度の事業実績を確認するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意した、各地区における今後の事業実施について情報共有を行いました。

12、特別定額給付金給付事業について。令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている町民1人につき10万円を給付する特別定額給付金給付事業について、本町においては1万3,547人が対象となり、5月11日付で世帯主の方へ申請書を郵送し、同日から受付を開始しました。1回目の振込日である5月29日には、対象世帯の約84%となる4,249世帯、1万1,789人に対して、11億7,890万円を給付しました。

13、定住促進施策について。(1)4月24日に、遊佐町IJUターン促進協議会総会を開催し、令和元年度の事業報告、令和2年度の事業計画等を協議しました。

4月28日には、第1回遊佐町定住促進施策庁内連絡会議を開催し、令和2年度の各課の施策や新たな展開を協議しました。

(2)本年度より、移住世帯の定住の円滑化や、移住者を受け入れる集落活動の支援などを目的に「定住支援活動集落報奨金交付制度」を開始しました。世帯全員が移住者であることや、集落の自治会に加入することなどの条件を満たした場合、集落に対し2万円を交付するものです。6月5日には第1号となった石淵集落に報奨金の交付を行いました。

14、遊佐町チャレンジファーム事業について。今年度は町外出身者2名の方が新たに農業研修を開始することになりました。平成28年度の事業開始以来、今年度の研修生を含めてこれまで12名の方が事業を利用しており、このうち8名が町外出身者の方です。

15、松くい虫防除事業について。令和元年度に調査をした被害木については、6月の羽化脱出日を目途に、県と共に全量駆除を予定しており、今後の被害縮小のため、第1回目の薬剤散布を、5月27日と28日に実施しました。第2回目の薬剤散布は6月下旬に予定しており、引き続き伐倒・破碎処理等の作業に取り組んでまいります。

16、水産物供給基盤機能保全事業等について。県事業による漁場造成事業については、昨年度、女鹿海岸における藻場造成及び岩ガキ増殖礁として設置予定の消波ブロックを製作し、今年度は、藻場造成予定箇所に設置する、生物共生型Faブロックの製作を行います。また、吹浦漁港水域内の漂砂しゅんせつ工事については、今年度までの年次計画に基づき、継続して実施する予定です。

17、新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業について。新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けた、町内事業所への第一次支援として、観光宿泊業、飲食業、小売業を営んでいる事業所への「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業」を創設しました。

4月1日から15日まで申請を受付した事業者のうち、19件に665万6,000円を交付しました。また、5月15日からは製造業、生活関連サービス業等を追加した第二次の支援を実施しました。5月末現在で136件、1,453万9,000円の受付を行っており、6月30日までに約400件の申請を見込んでいます。

18、遊佐町地域活性化拠点施設(旧「え〜こや八福神」)について。遊佐町地域活性化拠点施設として改修整備した箇所のうち、貸工場2室には2事業者から申込みがあり、6月1日から賃貸を開始しています。

また、共同加工所は、4月25日に見学会を行うことで周知していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により6月13日に延期しました。今後も多くの方々から利用していただけるよう、利活用の検討と周知を進めていきます。

19、ふるさとづくり寄附金について。令和元年度中の寄附件数は米、果物、肉類を中心に1万531件、寄附総額は1億9,356万9,000円となりました。今年度は、5月27日現在、6,138件、7,163万2,000円の申込みをいただいています。昨年同期では2,318件、2,799万4,000円で、申込みが2.6倍、寄附金額も2.5倍に増えました。特に庄内米の希望が急激に増えています。

また、4月から楽天ふるさと納税の運営委託業者を変更したことで、より魅力的な返礼品づくりにつなげることができました。

5月25日からは、漁村センターで養殖したアワビを、「鳥海あわび」という名で、遊佐町の新たな特産品としてふるさと納税サイトに掲載をいたしました。

20、日本海沿岸東北自動車道について。昨年度に東北地方整備局より日沿道の全線開通見通しが発表となり、酒田みなとインターチェンジから(仮称)遊佐比子インターチェンジ間については令和2年内の開通に向けて事業が進められております。令和2年度の酒田みなとから遊佐間の事業費は45億円、また秋田県境区間についての事業費は20億円となっており、いずれも調査設計、用地買収、改良・橋梁工事が予定されております。

21、社会資本整備総合交付金等について。橋梁長寿命化修繕計画に基づき、引き続き広畑橋の架け替え工事を行います。今年度は左岸側の橋台工事を実施します。また、新たに尻引橋補修事業に着手します。今年度は補修工事の調査設計を行います。

22、住宅支援事業について。住宅支援事業の5月22日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金56件、定住住宅新築支援金11件、定住住宅取得支援金ゼロ件となっております。このうち、下水道等接続を伴うリフォーム件数は8件となっております。

23、遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金について。再生可能エネルギー設備の導入について、引き続き一般家庭や事業所に対して設備設置の助成を行ってまいります。今後につきましても、広報、ホームページ等で制度活用についての啓蒙を行ってまいります。

24、下水道事業について。令和元年度において、整備計画における未普及整備区域の管渠布設工事が全て完了し、事業概成となりました。あわせて、3月31日をもって下水道区域の全てが供用開始となっております。

施設整備が完了したことから、今年度以降は、遊佐町公共下水道ストックマネジメント基本計画(長寿命化計画)の策定に着手します。

4月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数4,047戸のうち2,983戸で、接続率73.7%となっております。

農業集落排水区域では、供用開始戸数505戸のうち432戸で、接続率85.5%となっております。

25、看護師等奨学金貸付事業について。5月28日、看護師等奨学金貸付審査会を開催し、今年度新たに申込みのあった3名について審査した結果、いずれも貸付け可と決定されました。これにより今年度の貸付総数は、前年度に決定を受けた1名と合わせて4名になります。

以上です。

議 長(土門治明君) 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

令和2年6月9日

1、教育委員会会議の開催について。3月7日、3月23日、4月15日、5月28日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町立学校教職員の人事異動の決定承認、遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令の承認、遊佐町教育行政の重点施策の承認、遊佐町立小中学校管理規則の一部改正、遊佐町学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正、遊佐町立中学校部活動指導員設置規則の一部改正、統合新小学校の校名の決定承認、要保護・準要保護児童生徒の認定についての議案が可決されました。

2、遊佐町立小学校新校開校準備委員会について。3月26日に第3回目の理事会を開催し、統合新小学校の校名を「遊佐町立遊佐小学校」と決議しました。

また、統合新小学校のスクールカラーについても、子供たちを育む晴れ渡る鳥海山や月光川の清流、湧水や日本海などをイメージした「青色」に決定しました。

3、学校運営について。3月3日から春休みまでの期間において、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための臨時休業の措置を取りました。

3月16日に遊佐中学校の卒業式が行われ、105名が義務教育の課程を修了し、学びやを巣立ちました。また、3月18日には、各小学校で卒業式が行われました。

4月7日には中学校、4月8日には各小学校の入学式が執り行われ、77名の児童と72名の生徒が新たな環境でスタートを切りましたが、再び感染症対策のため4月9日から臨時休業延長の措置を取りました。

5月11日からは学校を段階的に再開し、5月26日からは中学校の部活動も再開するなど、現時点ではほぼ通常の状態に戻つつあります。しかし、学校行事の縮小や中止、授業時数の確保のための教育課程の大幅な見直し、日々の感染症対応の徹底など、学校運営への影響が当面続くものと思われまます。

4、学校教育施設整備について。学校施設整備に係る工事については、次のとおり完成しました。

3月31日：藤崎小学校特別支援教室整備工事

5、遊佐高校就学支援事業について。令和2年度入学者35人全員に対して、1人当たり7万円の就学支援金を給付しました。また、新たな支援策としてJR通学者への定期券購入費半額補助制度もスタートしました。

昨年度に県外からの志願者を遊佐町自然体験型留学生として募集してきましたが、その結果、男子3人、女子2人の計5人の生徒が県外から入学しました。空き家を改修した男女別の住宅を整備し、生徒の食事等の世話をする生活相談員とともに充実した毎日を過ごしております。

6、文化財保護審議会の開催について。第1回の文化財保護審議会を5月11日に開催し、新たに2名の委員に委嘱状を交付しました。町指定文化財(天然記念物)の指定解除についての諮問を行うとともに、今後の指定候補案件などについて協議しました。

7、小山崎遺跡の国史跡指定について。3月10日官報告示により、縄文の遺跡、小山崎遺跡が国の史跡に正式に指定されました。本町では、7件目の国指定文化財となります。

3月19日には、史跡指定を記念して講演会及び祝賀会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止となりました。

7月には、今後の遺跡の保存管理や整備活用に当たっての基本指針となる保存活用計画の策定に向けて委員会を立ち上げる予定です。

8、青少年育成活動について。5月16日に予定しておりました青少年育成推進員会議については、書面決議で実施されました。新しい推進員の体制のもと、夏期巡回街頭指導をはじめ、今年度の青少年事業や地域の動向に応じた活動方針などについて承認をいただきました。

9、第28回奥の細道・鳥海ツーデーマーチについて。4月24日に実行委員会総会を開催し、令和元年度事業報告及び決算、令和2年度事業計画、予算案を承認いただきました。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止による大会規模の縮小や中止も含めた開催要項を変更しての事業実施については、実行委員長に一任することが了承されました。

その後、開催時期や規模等を検討した結果、今年度の認定大会は行わず、事業規模を縮小した町民ワンデーウォークを10月10日に実施する予定です。

以上です。

議長(土門治明君) 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) おはようございます。日本共産党の佐藤光保でございます。

新型コロナウイルス感染症による影響とその対策、見直しについてお尋ねいたします。その影響は、2008年リーマンショック、2011年3月11日、3.11より大きく、それどころか1929年から30年代後半の世界恐慌よりも甚大なものになるとの説も出ております。未来は想像を絶するものがありますが、現実には、悲観的になり過ぎず、堅実に対処するしかないと考えざるを得ません。

さて、早速質問になります。マスクさえ品不足の状況でございます。騒動でございました。内装建材と新庁舎建設に要する建材の海外からの供給見込みについてお尋ねします。

次に、臨時交付金についてお尋ねします。これだけの規模の経済危機においては、国の財政支援が肝要となります。リーマンショック時との比較についてご説明いただきたいと存じます。

次に、イベント中止により不用となった一般財源の活用についてお尋ねします。団体持続資金ともなっている場合、中止と補償は一体という考え方からすると、配慮が必要と思いますが、いかがでしょうか。

次に、コロナ禍の終息が見通せない中で、今何より必要なのは、苦境に立つ町民の暮らしを支え抜く政策に切り替えることです。不急の基金を支援に回すことについて、お考えを伺います。

以降は、どんな災害が起きても、このコロナとの複合災害ということになります。政府は、防災基本計画を修正しました。避難所の設営についての方針について伺います。

次は、倒産、廃業、雇用についてであります。まずは、町独自の主体性ある第1次、第2次緊急経済支援事業の実施に敬意を表します。

さて、雇用については女性やジェンダーの視点が必須であります。農業に係る支援も重要であります。地域循環型経済への切替えを真剣に考える機会とするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さて、今回の緊急事態宣言は一応解除になりました。ところが、我々にはまだ現在1つ緊急事態宣言が発令中

であることを皆さんご存じでしょうか。2011年3.11原子力緊急事態宣言、これは発令中でございます。パンデミックは気候変動と関連があると言われる中で、エネルギーも自給自足が求められております。洋上風力発電についてお伺いします。

次に、セーフティーネットであり、要件の一部も緩和された生活保護について、その世帯数の推移等について伺います。

次に、生活援助貸付金について、これは制度が少し複雑でございますので、どうぞ分かりやすくご説明をいただけるとありがたいというふうに思います。

次に、介護についてです。介護は、いわゆる3密が避けられない業務。感染リスクが高い、重症化しやすいという難しさを抱えております。利用控え、抑制により事業所経営、利用者への影響がいかげななものかお伺いしたいと思います。あわせて、障がい児、障がい者、精神福祉事業所の関係についても同じくお伺いします。

次に、小学校5校統合と、いわゆる3密についてであります。今、「感染防止の学級少人数化を恒常的に」というハッシュタグをつけた少人数クラスでゆとりある教室をというようなものがSNS上をにぎわせております。文科省でも3密を避ける通知が出ております。ところが、先日拝見しました教育委員会だよりを見ますと、その統合後の学校では、これは3密になってしまうのではないかなと思うようなくだりもありましたので、どうぞ説明いただきたいと思います。唐突とも言える一斉休校に始まった今回の緊急事態でしたが、これに関連して、不登校、それから学童保育の状況についてもお伺いいたします。

次に、オンライン学習、GIGAスクール等コンピューター整備と視力の低下についてお尋ねします。視力は大事です。

次に、政府は1951年の国会で共産党議員の質問に答えて、学校給食はできるだけ早く無償にしたいと答弁しております。できるだけ早くと言いながら70年近くたちました。全国の自治体で無償化の動きが広がっております。憲法第26条は、「義務教育は、これを無償にする」とうたっております。これを実現するべきであります。給食費の無償化についてお尋ねします。県下でも13市町村で既に何らかの形で実施しております。

次に、就学援助の関係について、その推移について併せてお尋ねしたいと思います。冒頭でも申し上げましたが、これからの町民の苦難をおもんぱかるとき、この就学援助については、より町民の皆さんに周知しておく必要があるだろうというふうに思っております。

以上、壇上からの質問といたします。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) おはようございます。それでは、佐藤光保議員に答弁をさせていただきます。

今年の、2020年の町の振興計画の中での第4期の実施計画の策定時には全く想定していなかったコロナウイルス感染症の世界的な拡散の中での新年度のスタートということで、国の緊急事態宣言等により5月末までに、解除までに町政の運営に大幅な自粛が求められたというのは、多分遊佐町始まって以来ではないかなと、このような思いであります。質問の要旨が多岐にわたっておりますので、私からは、これまで町が取り組んできた施策の概要等について初めに答弁をさせていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全世界でおよそ700万に迫るといふ感染者の中で、国内でも1月中旬に国内最初の感染事例が発生してから5か月で約1万7,000人の累計感染者が報告されております。山形県内では、3月31日に最初の感染事例が発生した後、今日まで69名の累計感染者数となっております。

なお、県内では、6月8日現在、35日間連続で新たな感染者なしが続くということで、本当に大変県当局頑張っていたということに感謝をしたいと思います。また、県内では感染症により亡くなられた方はいらっしゃいませんが、国内では900人を超す皆さんが、また全世界では38万人の方が亡くなっておりますので、改めてこれらの皆様に哀悼の意を表すとともに、感染された皆様にお見舞いを申し上げる次第であります。

さらに、感染拡大は、人的な被害だけでなく、外出自粛、休業要請、各種学校の休業やイベント、地域行事の中止などにより、産業、観光業、教育、文化、地域振興等、幅広い分野で深刻な影響を及ぼしております。これらに対応するため、国では、4月7日に一部区域を対象とした新型インフルエンザ等対策特措法に基づく緊急事態宣言を発令、4月16日には全都道府県を対象に区域を広げ、全国的に緊急事態措置の実施を都道府県に指示しました。同時に、経済支援、医療支援、教育支援対策としての200兆円を超える事業規模の補正予算を決定し、対応しております。これを受けて、県内では、4月16日に緊急事態措置を決定し、不要不急の外出自粛、県外との往来自粛、緊急経営改善支援金等の経済支援を行いながら企業等への活動自粛の要請を行ってまいりました。

本町では、2月28日に町独自の新型コロナウイルス感染症対策本部を設置してから、4月8日に特別措置法に基づく対策本部へ移行後も含めて計13回の会議を開催して、国、県の方針と平成26年度策定の遊佐町新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて町の対応方針を決定し、町民の皆様にも周知を図りながら対応してまいりました。経済支援策としても、町独自に第1次、第2次緊急経済支援助成金事業、中小企業緊急災害等対策利子補給補助事業等を実施しております。

5月25日には、今般の感染拡大をほぼ収束させたとして国の緊急事態宣言が全面解除されました。4月の段階では庄内地方でも鶴岡市、酒田市、またあるいは秋田県由利本荘市でも感染者が確認されるなど、本町でもいつ感染者が出てもおかしくないという状況にありましたが、一度も発生せず、県内でも5月4日を最後に感染者は発生しておりません。まさに先頭に立って対策、対応に当たられた山形県当局には本当に頭が下がる思いであります。

この間、厳しい状況の中、自粛にご協力をいただいた町民の皆様、事業者の皆様にも改めて感謝を申し上げます。また、感染のリスクにさらされながらも地域医療を守るために奮闘された医療従事者の皆様、仕事を休めない子育て世代を支えた保育現場の皆様、感染すると重症化しやすいとされる高齢者や障がい者を抱える介護施設の皆様、私たちの生活の基盤となるインフラを支えていただいた皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

しかしながら、国が説明しているとおり、新型コロナウイルス感染症の特効薬、ワクチンの開発はいまだに時間を要することが想定され、感染の完全な終息に向けた取組は長丁場になるものと想定をされております。また、緊急事態宣言の全面解除されたものの、感染がもたらした傷は大きく、今後も様々な面で支援対策は必要とされております。

本町としましても、感染防止の徹底と社会経済、社会生活活動の回復の両立のために、国が示す新しい生活様式による感染予防、国としての新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の活用を含めて、県と、そして町独自での施策を盛り込んだ支援事業に引き続き町民の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、質問要旨にあります具体的な13項目につきましては、一問一答方式でありますので、その中で答弁をいたさせます。

議 長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) 私からは、先ほど述べたような順序で、例えば新庁舎建設に対する建材の供給不足とかを来すようなおそれはないのかどうかということから、それはお尋ねいたします。

議 長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) それでは、私のほうから新庁舎建設に要する建材の海外からの供給見込みについてという部分についてお答えをさせていただきます。

海外から輸入されている建材の状況については、2月の末頃には、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして中国の生産活動が停滞していることで、水回りなどの一部の住宅設備、機器、建材について国内メーカーによる納期の遅れが発生するなど、住宅業界にも深刻な影響が出たようであります。しかし、現時点では状況は大分緩和されているようであります。

そして、新庁舎で使う部材におきまして海外から入ってくるものがどれくらいあるのかということにつきましては、1つは庁舎の床の磁器タイル、約369平米ほどでありますけれども、この磁器タイルを海外産で使う予定であります。あともう一つは衛生設備の末端部分、これは少量使用の予定ということで、ちょっと数は不明でありますけれども、トイレのウォシュレットの部品等々について使う予定であるということでもあります。

海外建材の供給見込みについてメーカーに確認してみたところ、海外建材は受注生産で在庫を抱えないことから、早い発注による先押さえはできないと、供給は受注した時点での海外の状況に左右されるということでありました。では、実際に新庁舎の工期に影響が出るのかにつきましては、工期への影響につきましては不確定なところもありますけれども、計画的な発注を心がけ、新型コロナウイルスの影響を見定めながら全体の工程管理を行っていくことで工期に影響が出ないように対応可能ではないかというふうに考えているところであります。

議 長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) 続けます。

臨時交付金についてお伺いします。リーマンショック時と比べてどのような金額になる予定かお伺いしたいと思えます。

議 長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

今年度の交付予定となっておりますのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということで、1億631万円ほど予定をされているところでございます。リーマンショック時につきましては、調査をしまして、平成21年度の決算になりますけれども、同じ対応するというふうな中身としては経済危機対策臨時交付金というのがありまして、金額では1億8,518万6,000円というふうになってございました。当時の人口と今の人口も違いますので、単純な比較はできないということでもありますけれども、金額ベースでは、リーマンショック時に比べて今回は54.3%、人口ベースでいきますと65.1%になるようでございます。

以上です。

議 長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) リーマンショック時と比べればまだ額は下がっているということは分かりました。ただ、これは始まったばかりですから、国もこれから2次、3次というふうにしていくわけですから、当然上回っていくものだろうというふうに思います。

次に、イベント中止となった場合の一般財源の取扱いについて、そういった団体を支えるために必要ではないかというような考え方もあるわけですが、いかがでしょう。

議 長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

イベント中止によって使われない一般財源の扱いということでありますけれども、建前的な話としては、使われない予算についてはそれなりに措置をしていただくという話にはなるわけではありますけれども、予算は使ってこそ意味があるわけでありますので、それぞれの担当課でそのイベントに代わるような事業等を考えていただいて、町民または事業所のために使っていただいたほうが町の経済活性化につながるのではないかとこのように考えております。積極的に使っていただいて経済を回すことを優先するべきだということに考えているところであります。

議 長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) そのやっぱり考え方が大変大事だと思います。

次に、今度はその額が大きくなるわけですが、今後このような状況が何年も継続するというこの中におきまして、今度は基金などを活用しないとなかなか町の財政を回していくのが容易でなくなるというふうにも思うわけですが、そういったことについての方針というか、考えをお伺いしたいと。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) これまでの基金の使い方という形で今質問ありましたので、私のほうから答弁をさせていただきますが、本当に基金が少なくて、交付金があるまで一時借りをしなければならないというふうな財政の中で町を担わせていただいてきましたが、当時からすれば財政調整基金は3億300万円から12億5,000万円ぐらい戻ってきております。そんな意味でいくと、町民が苦しんでいるのをやっぱりそういう基金を活用して町の経済を回す、やっぱり支えるときはしっかり財政出動するということがもう町の仕事だと私は思っています。この緊急経済対策、国からの交付金が1億円というふうに示されましたが、私はその前からこういう危機には町単独でも1億円ぐらいはやっぱり財政出動しなければ町がもたないという形になるのではないかと想定しておりましたので、まずは国から交付金があるか来ないかでなくて町が単独でも、基金を取り崩してでもやっぱり経済対策に向かうという形で、臨時会で四千八百何十万円の第2次の経済対策も計上させていただきました。逆に言うと、今の6月補正は少ないのですけれども、7月にはまたやる、コロナ対策で子育て支援とかやっぱりきちっと打っていかないと、町の経済をやっぱり止めるということが非常に怖いと思いますので、できれば不要不急ではない基金というのは、その事あるときのためにやっぱり準備した基金ですから、基金を活用して町の経済の活性化等には積極的に今後も出動するというつもりでおりますので、よろしくお伺いしたいと思っています。

議 長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) 理解いたしました。

続きまして、これからは、災害等が起きて避難所の必要が出てきた場合は必ずコロナとの複合災害というこ

とになると思います。これに備えたその避難所の開設準備等についてどのようになっているかお伺いしたいと思います。

議長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

避難所開設における新型コロナウイルス感染症対策の対応方針ということになると思いますけれども、3密になりやすい避難所の新型コロナウイルス感染症対策は喫緊の課題でありまして、4月1日付内閣府からの通知「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」、それから4月7日付、同じく内閣府からの通知「避難所における新型コロナウイルス感染症へのさらなる対応について」を受けまして、県及び各市町村はその通知にあります、可能な限り多くの避難所の開設、それから親戚や友人の家等への避難の検討等々を軸に計画の見直しに着手しているという状況であります。なお、5月の26日付で山形県より避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインが示されましたので、これらを参考にしまして現在検討を進めているという状況でございます。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) 続けます。

次は、倒産、それから廃業、雇用についてでございます。新聞等を見ますと、全国的には当然大変な状況になっているということがございます。まだ始まったばかりということが言えるのかもしれませんが、この辺について、その現状をご説明いただきたいというふうに思います。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今般の新型コロナ関連の倒産については、報道にもありましたとおり、県内では米沢、小野川温泉のつたや物産さんが初めてでありまして、2例目として鶴岡市のタクシー業者、ハイヤーセンターが事業継続を断念しているという状況であります。町内におきましては、今般のコロナ対策による営業自粛と事業主の高齢化もありましてやむなく廃業された飲食店が1件発生をしております。ただ、この件については、コロナ発生以前から廃業を考えていた方でありまして、コロナの影響も多少はあったかもしれませんが、高齢化で営業継続ができなくなったというのが大きな要因のようございました。

なお、コロナ関連での解雇等についてでありますけれども、今のところ何ら情報等はこちらのほうに入っておりませんが、先日ハローワークに求人状況を確認をさせていただきました。庄内管内においては、4月についてはコロナの影響で多少取下げ等もあったと聞いておりますけれども、現在については安定して再度求人をいただいているという状況のようであります。このため、県内各地のハローワークと比較をしましても、庄内管内は依然として高い数値を示しているという状況であり、4月現在の有効求人倍率の数値でありますけれども、酒田管内で1.39、鶴岡管内で1.37ということで、相変わらず労働力不足の状況は続いているという状況でございます。

そして、農業関係でありますけれども、主力である米につきましては、先月ほとんどの田植えが終了したばかりでありますので、これからということになりますけれども、JA庄内みどりのほうからは、3月から5月の花卉、花と畜産について販売が思わしくないというお話をいただいて、これらの持続可能な農業経営をするために万全な対策をお願いしたい旨要請書として頂いた経過がございます。これに対応するために、町ばかり

ではなく県議会のほうでもこの6月定例会におきまして、商工業関係はもちろんであります、農水産業関係においても2分の1から3分の1は県負担、合わせて町も協調しまして2分の1から4分の1を負担するような補助事業を、農家負担なしで実施できる事業も複数件立案するようであります。町としては、応分の負担を行いつつ、苦しんでいらっしゃる農水産業者の支援に今後取り組んでまいりたいと思っております。

なお、ジェンダーや男女差別による雇用への影響についてでありますけれども、現在のところはそれに関わる苦情や相談等寄せられてはおりません。先ほども申し上げましたが、庄内管内の有効求人倍率は相変わらず高い数値も示しているということで、それらに関する大きな影響はないのではないかと推察はしております。

最後に、地域内の経済循環についてでございますが、先ほど来話をされておりますが、早い方では5月末に国の特別定額給付金が支給されております。総額1億数千万円のお金が町内で使われるのならよいわけではありますけれども、少なからず町外の商店での買物に使用されることもあるかと思えます。町としても、いかに町内でお金を回すことができるか、非常に大きな課題と考えておりまして、今後もプレミアム商品券、町内でしか使用できない商品券や飲食券、また公共事業についても、これまでも可能な限り町内業者が入札参加できるよう努めておりますので、今後も町内経済が町内で循環されるよう努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) どうもありがとうございました。

次に、洋上風力発電についてお尋ねしたいのですが、これについてお尋ねしたのは、そういう再生可能エネルギー、この重要性がコロナによって、エネルギーもやっぱり自給自足というふうなことが望ましいということがありまして、これからその洋上風力発電の重要性が高まるというふうにして質問するのです。ただ、心配なのは、これは相当程度の公共投資になりますので、その財源がスムーズに出るべきところから出せるのかということが心配ありますが、現状について、遊佐町に關係する洋上風力の状況についてお伺いしたいと思います。

議長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答えいたします。

洋上風力の現状ということでございます。洋上風力発電事業につきましては、山形県が主導で実施してございます。山形県では、再生可能エネルギーの主力電源化によります地球温暖化対策、そしてエネルギー自給率の向上、そして県内産業の振興、地域活性化を図るエネルギー戦略の下、自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの開発や促進、地域導入を進めてございます。県では、平成29年度より可能性に係ります気象調査を実施いたしまして、その後、平成30年度から令和元年度、2か年におきまして町民説明会、そして地域部会、また全体会におきまして検討会これまで重ねてきてございます。遊佐部会におきましては、海域利用者、そして各地区のまちづくりセンター長さん等々が委員となりまして、洋上風力の計画の可否や景観、騒音などの環境への影響、また漁業振興等について検討を行ってきたところでございます。今後遊佐沖が有望区域に選定されれば、法定協議会の設置がなされ、促進地域の指定に向け協議がなされていくことになると思います。県からの情報によりますと、新型コロナウイルスの影響によりまして、洋上風力発電の有望区域の選定、当

初は5月頃ということでしたが、6月頃になるのではないかなというふうにお聞きしてございます。あわせて、法定協議会の設置が決定になった場合におきましても、今後の会議の開催は不透明な状況であるというふうにお聞きしてございます。

なお、事業化を検討するため、事業への参加希望の業者が共同で現地での風況調査、そして併せて海域調査、この6月下旬より現地のほうで実施するというところまででございます。調査内容につきましては、この6月の広報お知らせ号で内容を皆様にお知らせしたいというふうにご考えてございます。

再生可能エネルギーとして期待される洋上風力発電事業につきましては、地域の合意形成が本当に大事だと思います。重要だと思います。事業が地域振興、産業振興につながりますよう、また町民の皆さんがよかったというふうな結果につながりますように、事業を県のほうから進めていただきたいというふうにご考えてございます。

なお、先ほど洋上風力発電の重要性、自給率の向上ということもお尋ねございました。気候変動に起因する自然災害は世界中で多発してございます。日本でも毎年のように豪雨や台風など大きな自然災害が発生している状況でございますので、脱炭素社会の実現は待たないの課題ではないのかなというふうに思っております。このようなことから、再生可能エネルギーへの移行については積極的に取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) 次に、生活保護、それから家計や生活援助貸付金、介護について、福祉関係について、先ほどの質問についてご答弁いただきたいと思っております。

議長(土門治明君) 中川健康福祉課長。

健康福祉課長(中川三彦君) お答えをいたします。

まず、生活保護についてでございますが、令和元年度末の状況を申し上げますと、令和2年3月末時点で町内における生活保護世帯は61世帯75人という状況でございます。その後、令和2年度に入りまして、4月から現在までの状況としますと、移動の状況を見ますと、廃止になった世帯が2世帯、それから新たに決定になった世帯が1世帯という状況になってございます。新たに1件決定になっておりますが、内容については新型コロナウイルス感染症の影響が少しございまして、お客さんの激減で閉店せざるを得なくなったお店から家賃収入を得ておりました方が、その家賃収入がなくなって生活できなくなったというケースが1件でございます。今のところこのケース以外に相談を受けていないことから、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の申請に至るまでのケースは少ないものというふうにご考えられますが、経済の停滞は長期化する懸念がありますので、今後の展開を注視してまいりたいと考えております。

次に、生活援助貸付金について申し上げます。この件につきましては、以前から遊佐町社会福祉協議会が窓口になりまして、低所得世帯に対しまして生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度として実施をしておりました。今般、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、貸付対象者を低所得世帯以外にも拡大をし、休業や失業により生活資金に困っている方々に向けた緊急小口資金の特例貸付けを実施しているところでございます。収入の減少があつて、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付けであるこの緊急小口貸付資金の貸付決定を受けた方は、自営業の方などを合わせて5名いらっしゃいました。今年度に

入ってからでございます。この貸付金は、上限が20万円、据置期間は1年、償還期限が2年以内となっているところであります。今回の措置では、償還時においてなお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還は免除することができるということになっております。これは従来になかった特例措置ということでございます。貸付申請の時期が先ほど言いました5名とも4月下旬ということで、5月の連休明けからは申請もなく今に至っているということで、この貸付金についても今後の展開の推移を注視していく必要があるかなと思っているところです。

次に、介護について申し上げます。県内で感染者が確認されたことを受けまして、感染拡大の防止を図るため、本町では4月10日付で町内全ての介護事業所に対しまして「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について」という文書を発出をいたしました。手指消毒、マスクの着用の徹底はもちろん、利用者の面会については、必要がある場合を除き原則禁止、あるいは緊急事態宣言対象地域に滞在していた職員等は2週間の自宅待機ということなど、細心の注意を払った取組をお願いをしてまいりました。当時は、介護現場がクラスター化する事例が発生し、最上地方の施設でも感染者が発生したということで、感染リスクに対する不安が広がっていましたが、それぞれの事業者が危機感を持って徹底した感染防止対策を実施した結果、介護サービスの継続が図られたと考えております。

施設の利用状況については、電話やアンケートなど、複数回にわたり町内全ての施設を対象に確認をさせていただきました。結果として、ほとんど影響がないという施設もあった一方で、デイサービスとかショートステイの利用が一時的に減少したということもあったようでございます。ただ、現在は緊急事態宣言が解除になってしばらく経過をいたしましたので、徐々に回復をしているというふう聞いております。

また、町では緊急事態宣言の解除を受けて、対応方針の第2版というものを発出をしまして、面会、職員の自宅待機、会議の開催について一部緩和をしたところでありますが、今後、第2波、第3波に備え、感染防止対策の継続と、今言われております新しい生活様式の実践をお願いしたところでございます。

障がい者に係る施設でも新型コロナウイルス感染症に対する危機意識は同様で、入所者、それから施設の利用者、職員共に感染防止のための細心の注意を払っていたと聞いております。障がいに関する申請や相談のために遊佐町役場の健康福祉課の窓口を訪れる方の数は、緊急事態宣言中もそんなに変化はなかったかなと感じているところです。今回の新型コロナウイルス感染症の影響のあるなしにかかわらず、これまで同様、保健師包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員などなど、情報交換をしながら対応をしてまいりたいと考えておるところです。

それから、放課後児童クラブについてもご質問ありました。町内の小学校が3月3日から5月10日まで、2か月を超える長期の臨時休校期間中、登校日もあったようでありますけれども、その期間中、ぼっかぼかクラブとあそぶ塾が朝から夕方まで、日曜、祝日を除く毎日開設をいたしまして、学童の居場所を確保することができたようであります。2つのクラブ合わせて1日当たり平均30名くらいの利用があったと聞いております。限られたスタッフで長期間にわたって対応していただいたことに深く感謝を申し上げているところでございます。この期間中、あそぶ塾の子供たちの学習面の支援として、教育課の配慮もありまして、特別支援教育支援員4名の方が遊佐中学校をお借りしての勉強のお手伝いをしていただきました。本当にありがとうございました。保育園なども含め、なかなか休めない保護者にとってお役に立てたのではないかなと思っているところでございます。

以上です。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) どうもありがとうございました。

次は、小学校5校統合といわゆる3密という関係で質問したわけですが、これについて私が申し上げたいのは、要するに時代は1周遅れの遊佐町を待っていたのではないかとということでございます。3密を避けろという状態が、今の各小学校の状態は、望ましい姿クラス20人までというような、そういった基準にちょうど合ってきているのではないかとこのうなことを思いますので、それほど先を急がなくてもいいのではないのかなというふうに思っているものですから、お考えを聞きたいというふうに思った次第です。お願いします。

議長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

学校現場におきましては、様々な新型コロナウイルスの感染拡大対策を取っておりまして、3密のうち密閉につきましては一定時間ごとの喚起、それから密接につきましては、マスク着用、それから向かい合わせでの給食を取らないということ、同じ方向を向いて食事を取るとのこと、それから密集につきましては、可能な限り机を離して授業したり、手洗い、うがいなどを行う際に一定の間隔を空けると、並ぶということで対応しております。

ご指摘いただきました3密のうち密集という点でご懸念されているのかなど。統合によりまして1クラス当たりの児童数が増えるということが考えられるわけでございますけれども、去る5月15日の遊佐町の教育委員会だよりを全戸配布しておりますが、その一番後ろのほうの統合開始の令和5年度の開校時を例に取って申し上げます。統合しなかった場合の遊佐小学校と比較した場合、1年生の場合は1クラス当たり11人が多くなります。5年生、6年生でも二、三人が多くなるわけですがけれども、一方、2年生、3年生、4年生は逆に3人から6人少なくなると。これは遊佐小学校に限って例を申し上げたわけですがけれども、必ずしも統合によって全ての教室が人数増になるというものではないというふうに考えてございます。確かに人数が増える教室が圧倒的に多くなるわけでございますけれども、山形県では独自のさんさんプランという制度を取っておりまして、通常1学級40人、1年生では35人という基準もありますけれども、それに対しまして33人の少人数の学級編制を採用してございます。より密にならない制度を取っております。おっしゃるとおり20人が理想的だというお話もございましたが、そのところはなかなか難しいのかなど。今、山形県で33人という制度が全国的にも先を行っている制度ではないかというふうに考えております。

感染症と学校規模の関係においては、やはり人数の多い学校ほど感染リスクが高いというふうに思われがちですがけれども、重要なのは日頃からの予防指導、それから感染拡大の対応策をしっかりと行うことと考えております。少なくとも新校開校までにはワクチン、特効薬等の開発により新型コロナウイルスの感染が終息することを切に願うものであります。

以上でございます。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) 私もそのワクチン開発、新薬については同じように願っておるところでございます。

次に、給食費の無償化についてでございますが、これは先ほど申し上げたとおり県下で13の市町村で実施、一部実施も含めてされておるわけですが、私がこれと併せて言いたいのは、何といたってもこれからコロナ危機

による経済的な苦難がずっと続くということも考えなければなりません。そういうふう考えた場合、給食費の無償化はもちろんですし、そのほかに教育制度としては就学援助がありますよね。この就学援助などもどういいう推移、例えばコロナなんかについてどういう影響を受けたかというふうなことをお伺いしたいと思います。

議長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) 給食費の無償化、それから就学援助、この2点についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響によりまして、給食費だけでなく教育費全般の負担が生活に重くのしかかっているという世帯、確かにございますので、そういう世帯につきましては、今年度に限りまして、就学援助の適用日、申請をいただいた日が開始日になるわけですが、最大で4月1日まで遡って適用するという旨の通知を先月末に各家庭に学校を通じてお出ししたところであります。その中で、申請をいただいて新型コロナウイルスの影響による大きな収入減というふうに認められた場合は、早急に教育委員会議を開いて要保護、準要保護の認定の手続きを行いたいというふうに考えてございます。

一方、給食の無償化につきましては、義務教育のお子さんを持つ世帯に対する支援ということになりますので、子育て世帯全般に対する支援と比較しますと限定的なものになってしまうのかなという思いがしております。今回のこの新型コロナウイルスの影響に対する支援策といたしましては、先ほど来様々な支援策が出ておりますので、そういった支援策との優先順位にも配慮していかなければならないのかなと思ったところでありますので、まずは本当に支援を必要とする就学援助の申請の方に対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) どうもありがとうございました。今の就学援助で今年から期日をいつでも受け付けるといいうか、そういったあれがあったわけですが、実際具体的なその件数というのは、もう既に今年になってからコロナの影響によるものというの、件数というのは何件ぐらいに今なっているのでしょうか。

議長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) 就学援助の件数ですが、4月当初からもう既に適用になっている方につきましては、3月中の教育委員会議において審査を行いまして、認定をしております。通常であれば、昨年、平成30年1年間の収入を見て審査をいたします。令和元年度の収入見ての審査は、今後申請があった方について、資料が6月以降出るといいうことで対象になっております。今回、コロナウイルスの感染防止対策の影響によって就学援助を必要とする方につきましては、先月末の通知によりましてこれから申請が来るものと思われれます。今日現在、まだ一件もその分についてはいただいておりません。

以上です。

議長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4番(佐藤光保君) 了解しました。

多岐にわたる質問、ご回答ありがとうございました。

(何事か声あり)

4 番(佐藤光保君) コンピューター。ああ、そうか。どうもありがとうございます。

視力低下のことに關するところ、これは何か、私は今回、以前には高周波のあれを心配したのですが、視力低下なんかはもっとみんなに共通するあれだと思いますので、このように質問した次第です。何かお考えがあればお聞かせください。

議 長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

学校におきまして、ICT環境の整備に伴って、文部科学省が平成24年、少し前ですけれども、ICTを活用している学校、それから活用していない学校を対象にしましたICT機器使用による健康面への影響のアンケート調査を行っております。それによりますと、ドライアイ、目の乾き、それから視力の低下、姿勢の悪化、こういったことを心配される学校が半数を超えていたという調査結果がございます。ただ、まだ当時はICT機器を活用する学校が少のうございましたので、何といたしても自宅におけるテレビ、それからゲーム、携帯電話の使用、そういったメディアコントロールが今叫ばれておりますけれども、そちらの影響がやはり一番大きい心配だったのかなというふうに思われまして、今後ICTの機器利用のウエートはどんどん広がって、ますます重要になっていくわけですけれども、そのICT機器の持つメリット、デメリット、こういったものをしっかりと認識しまして、児童生徒の健康に配慮した形で指導していきたいというふうに考えております。

議 長(土門治明君) 4番、佐藤光保議員。

4 番(佐藤光保君) どうもありがとうございました。

以上で終了いたします。

議 長(土門治明君) これにて4番、佐藤光保議員の一般質問を終わります。

2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) それでは、537回遊佐町議会定例会、一般質問を私からさせていただきます。同じくコロナウイルスに關連する災害と経済の質問を2つさせていただきますと思います。

今年に入り、世の中は、コロナウイルス感染の影響により、経済の低迷や亡くなる方、また医療崩壊などが起きており、いつになったら以前のような普通の生活ができるのか、今世界中が未来の見えない状況に置かれています。国や自治体、そして国民全体でも対応に追われ、日々コロナとの戦いが続く中で、改めて災害という中で視野を広げて昨年を振り返りますと、非常に異常気象で、後半9月、10月は豪雨による河川の氾濫での自然災害が多い年ではなかったでしょうか。

私たちを取り巻く環境は今、50年または100年に1度経験するような非常事態が身の回りで頻繁に起きており、緊急事態宣言解除を受け今の社会状況を見ると、3密を防ぐ新しい生活様式の中での密閉、密集、密接を防ぎながら、マスクの着用や手洗い、消毒などの習慣が日常生活となっておりますが、コロナウイルス以外の自然災害も忘れてはならないのではないのでしょうか。今年に入り北海道や関東、茨城付近での地震が頻繁に起きており、我が町でも津波や地震による災害や、昨年のような異常気象になり、大雨などによる水災害が起る可能性は多大にあることも現状であります。

町では、今までの経験と情報を集約し、今年の3月に新たに防災ガイドマップを作成し、4月には全戸配布しております。作成段階当時の認識の中では今年のようなウイルスによる感染症がまさか起るとは誰もが思っていなかったわけであり、ウイルス感染時による分散避難や問題の3密を防ぎながらの避難所対策がまだ

掲載されておられません。

今課題となっております感染症避難については町民一人一人にまだ周知がされていなく、このままでいくと災害と感染症によるダブルの災害が起こる可能性もあります。国は、4月1日付で各都道府県に対して、避難所の収容人数を考慮し、指定避難所以外の開設や、その他の宿泊設備の利用の検討も要請しております。さらに、4月28日には全国の旅館、ホテルに対しての避難所としての活用の要請も出しております。昨年の教訓を生かしながら、今各自治体では避難所運営の見直しを急ぐ中で、我が町では感染症の中での災害が起きたときの分散避難と、少ない職員での避難所対策、町民への周知、また災害時の防災倉庫の備蓄品に加え感染予防品の備品の配置、整備などをどう考えているのか伺います。

次の質問は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎながらリスクを減らしていく新しい生活様式の実践が求められていく中で、町内では現在幅広い産業が打撃を受けております。緊急事態宣言解除になってからもなかなか人が戻らず、観光や宿泊、飲食業などはまだ先が見えない状況です。国や自治体では救済の支援を打ち出してはおりますが、一時的なもので、無利子の融資を受けても、売上げのない中でも返済はしていかなければなりません。中には、6月、7月、8月で1年間の売上げを期待していた事業所の皆さんもいろいろな手だてを考えておられると思いますが、売上げのない中でも個々に生活があり、今までの事業を継続するのがやっつのことではないでしょうか。

外出に出る人が減り、テークアウトやデリバリーサービスが増える中で新たな試みを考えておられる事業所もあるかと思えます。例えばタクシーでのデリバリーサービスや買物代行する場合には、新たに運輸局への届出が必要になります。また、飲食店がキッチンカーの購入を考えたり、テークアウトメニューなどを制作しチラシなど全戸配布する場合などは大きな浪費と多額の費用がかかります。コロナウイルスによって売上げが減少した事業所の多角化を支援する新たな対策が必要と考えますが、その方向性と考えを伺います。

以上2つ、壇上からの質問とさせていただきます。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、2番、那須正幸議員に答弁をさせていただきます。

いわゆる避難所の在り方等についてと、新たな事業展開に対する補助等の質問でありました。

まず最初に、1,000年に1度と言われた2011年3月11日の東日本大震災を踏まえて、町では、災害に対処するために、これまで町が整えてきたそれぞれの計画等をまとめた遊佐町地域防災計画の見直しが平成29年3月に行われました。それらに基づいて、各種災害、地震、津波、火山災害、風水、土砂等に対応する必要性をまとめた、いわゆる災害ガイドブックを令和2年の3月までに整えまして、区長会を通して5月には各家庭に配布をしたばかりでありました。いつどこで何が起こるか予想が困難な災害から命を守るためにという形の災害ガイドブックを整えたつもりでありました。しかし、平成26年6月21日施行の遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例におきましては、感染の拡大、避難等の規定は、当時は想定をされておらなかったもので、今回のコロナウイルス感染症対策本部の立ち上げ以降、避難所での感染拡大を防ぐ密閉、密集、密接の3密を防ぐ視点は、議員発言のとおり新たな避難計画の課題であると認識をしております。

災害時の避難所での感染予防は、避難所開設、避難所運営の中で重要な課題の一つであり、国や研究機関がその対応方法について示しており、これらに基づき、備蓄につきましては本町で準備を進めてまいりました。

避難所での新型コロナウイルス感染症の感染予防につきましては、今年4月に国が自治体に対して避難所で

の感染予防のための対策を講ずるよう通知を発し、県内でも山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを作成し、つい先日の5月26日に公表したところであります。これらによれば、避難所での3密を防ぐため、可能な限り多くの避難所の開設、いわゆる分散避難や、被災していない親戚や友人宅への避難の検討を住民に周知すること、感染防止を考慮した避難所レイアウトの作成が必要としております。また、避難所での衛生管理のための資機材の確保、避難所内でのマスク着用や手洗いの励行と体調チェックの実施など感染予防の徹底、体調不良者専用スペースの確保など、避難者の健康管理対応も求められております。

本町といたしましても、国、県が示した対策を基にこれから対応していきたいと考えております。そのためには、町民の皆様への町対応についての事前周知、避難所の収容人数、レイアウトを考慮しながら災害時の分散避難情報の周知も行わなければなりません。実際の避難所開設や運営時にスムーズに対応できるよう、配置スタッフの人材確保や職員と自主防災会の皆様との情報共有や訓練も必要になってきております。資機材につきましては、国の地方創生臨時交付金や県支援事業を活用しながら十分な量を確保してまいります。

今後も県、近隣市町と情報共有しながら、避難しないで命を落とすリスクのないことを大切にしながら、より具体的な対応を検討して万が一に備えた準備を進めると同時に、広報等により町民の皆様、地区まちづくり協議会、自主防災会の皆様に情報発信をしてみたいと考えております。

2番目の質問でありました新たな事業展開ということでありました。まさに今般の新型コロナウイルス感染拡大により観光業、飲食業、宿泊施設などは甚大な被害を受け、想像もできなかった事態を招く結果となりました。今後も第2波、第3波の感染拡大が懸念されており、引き続き経済支援等の実施が必要になると考えております。

私としては、国が観光立国推進法を整え、そして国土交通省内に観光庁を設置して、まさに観光立国、インバウンド、東京オリンピックで4,000万人、2030年度には6,000万人のインバウンド客を想定していた国の施策が、まさにオリンピックを目の前にもろくも全部崩れ去ってしまったという感じがしております。特に4月の訪日客の減少にはびっくりいたしました。99%の減、いわゆる1か月、4月で2,900人しか訪日客がいなかったということを考えますときに、観光ということ自体のもう一度仕切り直しを国はどのような施策をもって準備するのか。昨日ちょうど国会でゴートゥーキャンペーンと総理大臣が言ったとかといううわさありますけれども、ゴートゥーキャンペーンを大々的に開催しようとしたところでありまして、委託の方法等で大変にトラブルっておりますので、国の施策がますます遅れるのかなとちょっと心配をしているところであります。

一方で、外食に出る方が減ってしまって、テイクアウト等のサービスを利用する人が増えている中での飲食店に求められるのは、新たな生活様式に対応するための様々な工夫だと思われれます。既にテイクアウト事業に取り組む事業所、キッチンカーの導入などを検討している方もいらっしゃるれば、どうすればよいのか悩んでいる事業者もいることと思います。デリバリーサービスは、注文を受けた総菜等を指定されたところまで配達するサービスであり、遊佐町では、新型コロナウイルス感染症対策でデリバリーを始めた事業者が、どれほどの需要があり、それに係るどのような支援が必要であるかまだ把握はできていないため、今後商工会との連携をして取組を進めてまいりたいと考えております。

また、遊佐ブランド推進協議会では、6月27日、28日にショッピングセンターエルパの駐車場をお借りしてフードトラック・フェア、いわゆるキッチンカーを集めましてフードトラックフェアを開催して町民に新たな生活スタイルを提案していく準備を進めております。この提案をしていくことでフードトラック、いわゆるキッチンカ

一の知名度が上がり、希望する集落への配達や、地域の祭り、イベント等での活用など、需要増が期待されますので、購入支援に関しては、遊佐町商工会の持続的発展支援事業補助金などで対応できないか協議しております。あわせて、飲食店でのテークアウトも継続して実施してもらうための取組として、町内飲食店のテークアウト事業をまとめたチラシやパンフレット等を作成し、利用促進に向けた取組を周知し、本町の活性化につなげていきたいと考えております。

なお、遊佐町商工会の持続的発展支援事業補助金は、広報媒体の作成や店舗改修、コロナ対策に必要な防護スクリーンや換気設備などの備品購入経費等も対象となるため、独自に実施していきたいと考えている事業者が有効活用できるよう、今後も周知をしてまいります。

以上であります。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。
(午前11時54分)

休 憩

議 長(土門治明君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。
(午後1時)

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) 先ほど町長よりこれから対応していくという答弁がございました。これからということであるので、ぜひいろいろなことをお聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

有事の際ですけれども、なければそれにこしたことはないのですけれども、感染を恐れて避難しない方もいるのではないかと。また、個々に感染に配慮しながら避難はすべきだと思うのですけれども、感染症が蔓延する中での災害時や災害訓練などの場合の分散避難所はどこに設定するのか、また町民への周知をこれから、大変ですけれども、どのようにしていくのか、そういったところをお聞きしたいと思っております。

議 長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えいたします。

まず、分散避難所はどこに設定するのかと、あと町民への周知についてはどう行うのかということについてでありますけれども、この新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下においては、災害が発生し、避難所を開設する場合には、避難所の3密の回避や衛生対策を徹底することなど、感染症対策に万全を期すことが重要であるというふうに考えているところであります。分散避難所といたしましては、まずは被災地区以外の町指定避難所を想定しておりますが、万が一全町が被災した場合など、指定されていない公共施設や集落公民館への避難をお願いすることになるのではないかとということで検討しているところであります。この分散避難の課題というのはたくさんあると思っておりますけれども、1つは、本来の地区の避難所と新たに設定した分散避難所に一斉避難した場合に、避難されている方の把握が非常に困難になるということでありまして、あとそれから、地区外の町指定避難所への移動、それから避難所開設運営スタッフの確保、物資の運搬等も考慮しなければならないということになります。これらのことを考えますと、災害発生時には、まずは当初避難されていた避難場所に避難いただきまして、地区の避難所を開設した上で、避難者人数等の状況を見て改めて分

散避難所を決定し、準備をした上で受入れを始めていくというのが現実的ではないかというふうに考えているところでもあります。また、避難が長期化する場合は開設避難所を集約すること等も検討しなければならないというふうに考えております。さらに、国からの通知によりますと、親戚や友人の家等への避難、それからテント泊や車中泊の検討、それからホテルや旅館等の活用を検討するように示されております。これらのことを総合的に判断しまして、分散避難所についてさらに詳しく検討をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

また、周知につきましては、町民の皆様には事前にこのような対応となることを広報等で周知した上で、現実に災害が発生した際には、防災行政無線、それからホームページ、消防団による集落広報、区長への連絡等を通して周知をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 今総務課長のほうからご説明がありました。多くの避難場所が必要だと。物資の運搬等も出てくるということでもあります。防災マップを見てみますと、遊佐町の避難場所といたしましては27か所、そして避難所が、これは長期滞在も可能な施設ということで19か所、また福祉施設の避難場所が6か所、そして防災倉庫が6か所という形で、広範囲によりまして数多く避難所があるわけではありますけれども、多くの避難所開設となりますと、今後物資の運搬や避難所での対応など、人材の不足が懸念されると思いますが、どういふ対応されるのかお聞きしたいと思います。

議長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

人材、スタッフにつきましては、原則、地区防災組織や避難された方々と一緒に職員が対応することになります。町民の皆様からは、これまでも自主的に避難所開設運営訓練や研修会等に取り組んでいただいておりますけれども、今後も避難所での感染予防、分散避難も盛り込みながら訓練等に当たっていただければと思いますし、町としましてもそういった場での提案や情報共有、担当職員研修等を実施していきたいというふうに考えているところでもあります。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 地区の防災組織といろいろと対応していくということではありますけれども、やはり有事というのは予定して起こるわけではありません。あした、今起こる場合もあるわけでありまして。そんな中でやはりコロナ対策で町が実践したり、検討する避難所での対策として、その避難所、避難した方々の健康管理は誰が行うのか、また体調不良の避難者が出た場合の専用のスペースの確保といいましようか、体育館であれば、2メートル離れるということは、1人大体4平米、4メートル四角必要な避難所が必要になってくるということでもありますけれども、そういったところも踏まえて、そういった専用のスペースの確保等、準備は誰がするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

避難所での健康管理につきましては、避難所での健康管理は、職員が保健所と連携体系を確保しながら避難者の健康確認を行うこととなります。避難された方からは、ふだんから検温、マスク着用、それから手洗い等、感染予防にご協力をいただきまして、職員が聞き取り等で健康状況を確認したいというふうに考えていると

ころであります。先月示されました県のガイドラインでは、健康状態把握のための健康状態チェックカード様式が例示されておりまして、これを参考に、協力し合いながら感染予防に努めることとなります。

それから、専用スペースの確保につきましては、基本的には教室や会議室等、それから通常の避難者と離して可能な限り個室を用意しまして、トイレ等も別にするなど、一般の方と動線を分けることを考えております。もしこれができない場合には、対応可能な施設への移動、それからパーティションやテントによるスペースの確保が検討になってくるということでもあります。国、県では、避難所での人と人との距離を1メートル以上、できれば2メートル確保することが望ましいとしておりますので、議員のご指摘のとおり1人当たり前後左右1メートルずつで4平米の面積が必要となります。体調不良者に限らず、全ての避難された方について適切な距離を保てるよう対応したいというふうに考えております。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 全てこれから対応という形で今課長のほうから答弁をいただいております。いろいろな状況が出てくるのかなと思っておりますので、ぜひ対応できるようなスタンスを取っていただければありがたいと思っております。

もう一つは、各地区の防災倉庫の常備品につきまして、私実は資料頂いておりました。各防災倉庫の備蓄品に少し目を通してみますと、これからの感染予防の装備品に関しまして、少し備品が足りないような感じが見受けられました。1つは、今課長も言いましたパーティション、また簡易トイレ、換気用の大型扇風機、または個々に分ける簡易テントとか、いろいろと必要ではないかと思うのですけれども、その配置と整備について少しどういう考えなのか伺いたいと思います。

議長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

各地区の防災倉庫には、食料、それから水の備蓄、毛布、発電機、非常用照明等の避難所運営に必要な物品を備蓄してございます。これは、地域の要望や不足していると思われるものを調査しながら、予算を確保した上で、公助の一環として町が整備してきたところでもあります。本町の場合、想定される災害が津波、洪水、地震、火山噴火と多く、また被害が想定される地域も災害によって範囲が異なるために、原則どの防災倉庫も統一の個数の備蓄となるようこれまで整備してきたというところでもあります。その中で、感染予防関連といたしましては、マスク、ゴーグルを備蓄してございます。また、これとは別に防災センターにマスク、消毒液を備蓄し、今回のコロナ感染予防にも使用しております。これらに加え、今回のコロナウイルス対策として、国、県では非接触型体温計、それからパーパータオル、パーティション、それから簡易テント、仮設トイレ等の確保を求めており、本町でも地方創生臨時交付金や今後示される県による支援事業を活用して備蓄品の補充を計画しているというところでございます。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 今課長のほうから備蓄品の補充を計画しているところであるということでありましたので、ぜひ抜けがないような形でいろいろな備品を対応していただければありがたいと思っております。

各個人がやはり備蓄品として備える常備のやつも、これは個々に備えなければならないわけではあります。自治体が必要な避難先や、全てそういうものを用意するのは不可能だと私も思っております。中には避難所でもやはりその備蓄品がない避難所も遊佐町には個々にあるわけでありまして、そういったところに関しま

しては、町からの対応を待つのではなくて、私はやはり自分で3日分くらいのそういう備蓄品を持ちながら避難したいなという考え方を持っておりますけれども、自分たちでどう行動するのか、また自主的に考えるためには町民に対しての非常持ち出し用の準備リストや、新しくまたコロナに関してはマイ体温計または石けん、それから1つずつの携帯トイレ、そして消毒液等、いろいろと今度かさんでくるわけでありまして。体の不自由な方や高齢者の方は、こういったものをリュックにしょいながらの避難というのはなかなか難しいのではないかなと私は思っております、やはりそういったところの備品の持ち方のアドバイス等、また備品のないところの考え方をちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

町民の皆様には、今年4月に防災ガイドマップを全戸配布しまして、その中で非常持ち出し品の備蓄についてもお願いをしたところでございます。指摘ありましたとおり、体温計、それから石けん、マスク等の携行につきましては、県のガイドラインにもあらかじめ住民に周知するように示されておりますので、町としての新型コロナウイルス感染症に対応した避難所の計画が固まりましたら、早急に町民に対してその辺を周知をしていきたいというふうに考えております。また、体温計、マスク等の備蓄の追加につきましても、高齢者や、または急な被災で持ち出し対応できない場合も想定しまして、国、県の支援を活用した備蓄品補充の際に対応していきたいというふうに考えております。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) 全ては、先ほども言いましたが、これからの対応でお願いしたいと思っておりますが、早々な対応をお願いしたいと思います。

また、実は遊佐町には危機管理アドバイザーが現在不在というお話を伺っておりました。今後危機管理アドバイザーやはり必要ではないかと思うのですけれども、どのような形で周知で募集していくのかちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをいたします。

前危機管理アドバイザーからは4年間勤務をしていただきました。本人から令和元年度いっぱいでの正式な退職希望の申出を受けまして、何とか継続をお願いしましたがけれども、年齢と体調を理由に了解をいただけなかったということでありまして、新たな危機管理アドバイザーを募集することとなりました。危機管理アドバイザーにつきましては、防災、それから危機管理のプロの立場から町民または我々行政に対して的確なアドバイスがいただけるということで、引き続き雇用する予定でありましたが、募集をかけたにもかかわらず応募いただけなかったというところでもあります。個人的にも何人か声をかけさせていただきましたけれども、残念ながら了解をいただけなかったということもあります。できれば今後も引き続き募集をしながら、危機管理アドバイザー、着任いただけるように努力していきたいというふうに考えております。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) やはり危機管理アドバイザーは必要だと私も思っておりますので、ぜひ早いうちに募集に至ればと思っておりましたので、よろしくお願ひいたします。

マップを見ましてちょっと残念なことが1つありまして、昨年の9月議会で私が言いました、提案させていた

だきましたAED、実はそのAEDの設置場所が記載されていなかったのです。皆様思い出していただければ分かるのですが、今年の2月28日に本庁舎で事故がありまして、そのAEDによって当町の職員が感謝状を頂いたという記事が山形新聞にも載っておりましてけれども、そのAEDの利用というのはやはりとても大事なことだと思っておりますので、ぜひその記載なども含めまして、また新たにもいろいろと作るようであれば、ぜひ載せていただきながら、またそのAEDの活用も今後また改めて考えていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

総務課には質問を終わらせていただきまして、続きまして経済のほうに移らせていただきたいと思っております。先ほど壇上でもお話をさせていただきました。町内の事業所の皆さんは本当にご苦労なされていることだととても思っておりますが、改めて、現在行っているコロナ感染に伴う営業困難事業所への補助制度はどのようなものがあるのか、もう一度お聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

ご質問の今般の新型コロナ感染対策に係る国、県や町、その他の関係団体による支援策の一覧については、6月1日の広報ゆぎにも折り込みをしまして周知をしたところでございます。主な商工業関係の補助制度についてご説明申し上げますと、国関係では持続化給付金や雇用調整助成金等がございます。県関係では、緊急経営改善支援金や2億円まで無利子で融資する地域経済変動対策資金がございます。町では、第1次経済支援策も行いましたが、第2次緊急経済支援助成金を現在行っておりまして、加えて中小企業緊急災害対策利子補給補助事業で先ほど県の2億円まで融資する無利子分に係る利子補給に係る分として、町負担としては利子の0.5%に相当する分を補助するという制度になっております。詳細については、先ほど申し上げました6月1日の広報折り込みの主な生活基盤支援事業者支援緊急対策の一覧表を御覧いただきたいと思っております。

以上です。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) 今産業課長のほうからのご説明がありましたけれども、先日1日の広報にも入っております。私も見させていただきましてけれども、町としては第1次、第2次と、いろいろと経済支援を行っております。なかなか持続化給付金に関しましてはいろいろと手続が面倒だとか、給付金がまだ来ないとか、いろいろ滞っているところがあるようですけれども、町としてはもう早くからそういう経済支援対策を行っております。第1次の補助制度申請での町内の売上減少率というのがもし分かれば、各業種での比率を、1次で受け付けてもらって、その比率を分かればちょっと内容をお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

第1次で行ってありました基準の減少率については、前年同時期対比で25%以上減額としておりまして、その減額分のまずは30%程度を予算の範囲内で支援するというところで実施をしたところであります。その申請に応じた結果であります。総数では19件申請がございました。最も多かった飲食関係について10件で、前年対比の減額率として40.9%、同様に小売関係では5件で、30.8%の減、それから旅行業2件については

42.7%の減、宿泊業の2件については、キャンセルに伴う損害分として対処を行ったという状況でございます。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 今のお話の中では応募総数が19件ということでありまして、その中でもやはり10件が飲食関係が多かったということでもあります。これは多分3月のときの統計ではないかなと思うのですけれども、それから3か月たとうとしております。旅行業もそうですけれども、50%の減少で3か月というのはなかなか本当に厳しい中での運営ではないかなと私も察するところでもあります。町としては、もういち早くそういった施策を出していただきたいのですけれども、町で単独に行っている支援事業に対しての利用率といいましょうか、第2次も今回行っておりますけれども、その利用率をちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、第2次に関してはいかがでしょうか。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

利用率ということではちょっと、どちらの利用率かちょっと分かりませんが、今現在第2次の経済支援策で受付をしておるものは、5月末まで136件でありまして、こちらで独自に商工会の加入者と、それに入っていない事業者に分けた場合の率で申し上げますと、それぞれ率まで出しておりませんが、商工会加入者で136件のうち89件が申請をされております。無加入の事業者は47件と。ちょっと率のほうは割り返していただければと思います。

議長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2番(那須正幸君) 今件数、率ではなくて件数という形で説明をしていただきましたけれども、やはり商工会に加盟している方々だけでなく無加入の事業所の方々もおられるということでありまして、遊佐町ではそういった方々にも対応しながら支援を行っているということで、本当にありがたいなと私も思うわけではありますけれども、やはりその周知の仕方でもまだまだ漏れている方々がいるのではないかと、もしくは支援を知らない方もまだいるのではないかと私は思っておりますので、ぜひ多くの方に利用していただけるように、その周知をお願いしたいなと思っておりますので、よろしくお聞きしたいと思っております。

また、先ほど町長も言いましたけれども、今後起こり得る第2波、第3波に対しての町での対策について、事業者に対してどのような政策を考えているのか、もしその内容分かればひとつお話を伺いたいと思っております。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

現在、北九州市のほうでも、第2波であるかは分かりませんが、発生をしております。緊急事態宣言が先般解除されましたけれども、解除されれば経済が少しずつ元に戻るのではないかと期待はしつつも、なかなか好転しない現実もありまして、この状況が続けば事業継続を断念する経営者も出てもおかしくないという現状ではないかと思っております。まずは、4番議員のときにも申し上げましたが、町内でお金が循環するような施策を今後も検討してまいりたいと思っております。

今後の具体策についてでありますけれども、事業者の経済支援に加えまして、産業課担当ではございませんが、18歳までの子供の保護者等に対する支援でありますとか、独り親家庭等に対する支援、それから感染症予防のための町内施設への消毒器の設置の事業等予定されるとは伺っているところであります。また、国の

ほうの2次補正予算、今現在審議中でありまして、その中に2兆円の地方創生交付金が盛り込まれているというお話であります。先ほども一応答弁したのでありますけれども、その交付金も視野に入れながら、県のほうでは独自の商工業あるいは農林水産業に係る支援も考えているようで、先日町のほうにその説明に来町されたところでもあります。町のほうでもそれに協調しながら支援をしていきたいと思っております。具体的には、今後9月議会前に開催をされるであろう臨時会等で提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) これからもいろいろな施策が必要になってくるのかなと、長期ということでありましたので、やはり全ての人が納得できるような対策はなかなか難しいのではないかと私も思っております。ただ、観光地や宿泊設備、そして飲食店など、まだまだこれからの対応が求められてくるのではないかなと思っております。遊佐町もせっかく観光地でやはり経済も潤っておいりましたので、各事業所もばらばらなディスタンスではなくて、やはり町が率先して、我が町の事業所ではこういうソーシャルディスタンスを取っていますよと、安心して観光の皆さん、そして町内の企業を使ってくださいというような、そんな形の周知できるようなポスターみたいなものを製作していただいて、それを各事業所、また観光地に配付していただいて、やはり町長がよく言う例えば遊佐モデルみたいなものを、ソーシャルディスタンスをしっかりと対応しながら、観光や経済が潤うような形で経済活動をしてもらってみたいかということです、私の提案ですけれども、いかがでしょうか。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 課長からの具体的な話はあまり出なかったのですけれども、実は国が第1次のコロナウイルス感染対応の地方創生臨時交付金、県から遊佐町には交付限度額として1億63万1,000円という金額が示されておりました。これ5月29日までに遊佐町では計画出すという段階、県から迫られておりましたので、各種事業をトータルしますと2億1,892万6,000円。県からは、国からは1億60万円と言われたのですけれども、町としては2億1,892万6,000円の計画をもう既につくって、そして県に許可というのですか、県からどのような許可申請書の用紙が来るかまだ示されておりませんが、そのような形で、短期間ではありますけれども、計画としては限度額の倍の計画を県に対して提示させていただいています。多分倍の計画を出しているというのは、そんな自治体はないのだと思うので、町の力の入れ方がこれを見ただけならば多分推理していただけるのかと思っております。特にいろんなイベントが中止、延期という形ですけれども、海水浴場に申しますれば、3密でいっても密閉ではないわけですから、いわゆる密接、密集を避けるという形でいけば、遊佐町の海水浴場は遊佐モデルで開設したいと思っております。そして、十里塚も、そして釜磯も含めて全て開設したいと思っておりますし、ライフセーバーがない海水浴場というのはやっぱり危険であると思っておりますので、それら等、ライフセーバーもしっかりお願いするよという形で指示しております。やっぱりライフセーバーがない海水浴場、たしか酒田で死亡事故があったということもありますので、それからライフセーバー自体としても、やっぱりそれは毎年の事業としてやるときに、今年は働き場がないという形はできないわけですから、まさにこの辺は遊佐モデルで進めていかなければならないと思っております。

もう一つ、一番困っているのが鳥海山です。鳥海山の山小屋が、神社の所有の山小屋は宿泊者を入れないというふうに決めていただいたそうですが、事前に町には一遍も相談もありませんでした。今町としては滝の小

屋の山小屋は開ける予定でいます。管理人つけて。多分定員何人以内という形になるのかと思いますし、多ければテントで外にお願いするかもしれませんが、まさに遊佐モデル。そして、滝の小屋の管理人からは滝の小屋のトイレと河原宿のトイレの管理も一緒にお願いしていますけれども、困ったのが山頂です。山頂と御浜は、やっぱり日帰りの方もいらっしゃるということを想定して、ジオパーク等に邁進してきたときに山頂のトイレと御浜のトイレを開けないというわけには多分いかないのだと思います。逆に山頂のトイレ等を動かすことによって、多分ヘリコプターで油を運んだりしなければならない、そのような逆に予算が足りないということも、今までは神社で運ぶときに一緒にお願いしていた分が町単独で飛ばさなければならないということも想定されますけれども、やっぱり予算は予算だけれども、足りなければ、そういうトイレだけは、山頂も、それから御浜もまさに、毎日ではなくても、これ事業者、行っている方もいらっしゃるでしょうし、またできれば山に登る専門の方の団体等にお願いしながら開設ができないのかなと。非常に今遊佐モデルの検討中であります。そのような形でしっかりと進めてまいりたい。

先ほど那須議員がキッチンカーのお話もありました。実は遊佐モデルで西浜を開設するときに、6月27、28日のキッチンカーのフードフェアやっていたとこの形で、浜店から今年もう西浜はオープンしませんというふうな形の回答いただいたと伺っていますので、逆に言えば、キッチンカーから来ていただいて、あそこで仮設の休憩所等がリースで借りられるものであれば、やっぱりトイレも開けて、そしてやっぱり来てくれる皆さんの利便性等を考えれば、キッチンカーの団体にもう既にお願ひしています、何とか協力してもらえませんか。そんなような形でやっぱり、キャンプ場がオープンと決まったわけですから、西浜の、キャンプ場のバックの海水浴場が閉鎖という形はできないので、それらとやっぱり夏のレジャーの、ほんの短い時期かもしれませんが、あえて遊佐町は遊佐モデルとしてそういうオープンの方法をしっかりと模索していきたいと、このように考えているところであります。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) 今町長からもお話がありましたけれども、遊佐町は本当に観光の町で、いろいろな他県からもお客様がいらっしゃいます。ただ、皆さん一人一人にやはりこれは注意してください、これはやってくださいというのはなかなか無理だと思いました。ディスタンスの取り方をやはり遊佐に来たらこれだけはしっかりとやってくださいよと、そして多くの皆さんからこの遊佐に来てもらいたいという思いも込めまして、やはり周知できるようなポスターを遊樂里さん、もしくはキャンプ場、そういった事業所に対してもそうなのですけども、遊佐ではしっかりとやっていますよというふうなアピールができるポスターなどを町で製作して配付するのはいかがでしょうか。こちらは企画課長でしょうか。提案としていかがでしょうか。どうでしょうか。

議 長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

今町長からご答弁あったように、海水浴場開設を予定をしているということで、内容的には例年と違うというふうな方法になるわけでありますので、特に浜店がないということも含めて周知は必要だろうというふうに思っていますので、ふらっとをはじめとして、周辺の店舗、コンビニ等、そういったところなんかに表示等をお願いをしながら、楽しんでいただけるようにしていきたいというふうに思っているところでございます。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) 今課長のほうからお話をいただいて、前向きな検討ということでしたので、ぜひそれもや

っぱり町内の例えば飲食店、宿泊設備などにも、駅等にもそういったものをやはり配付していただいて、遊佐町はしっかりやっているのだということもやはり町外の方に見せていただくのが本当に安心をして来ていただくような要素ではないかなと私は思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、地域生活課長せつかくいますので、ちょっとお聞ひしたいと思ひます。宿泊関係や飲食店関係、今までやはりどうしても売上げが上がりないうちで、今月あたりから少しは、ふらっともそうですけれども、人が騒ぐようになってまいりました。そのうちで、今まで売上げがないうちで、また人が動くうちでやはり水道なども宿泊関係などはこれから多く使うような時期に入つてまいります。宿泊関係で話を聞きますと、水道料金なども助成があればねという話もよく聞くとこもりましたので、遊佐町ではそういった形で例えば支払いの延期とか、もしくは水道料金に対する補助を、減免をするような形の政策はこれから考へていくのかどうかちょっとお聞ひしたいと思ひます。

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) お答へいたします。

新型コロナウイルス感染の影響によりまして水道料金、下水道料金の支払いが困難となる方への対応といたしましては、町のホームページで周知してございます。5月から納付に関する窓口相談を開設をしている状況でございます。これまでの相談件数につきましては、実績がない状況でございます。また、企業等を対象とした支援策につきましては、先ほど産業課のほうからご説明あつたとおり、活動自粛等に協力する事業者に支援金を交付してございます。地域生活課としましては、引き続き上下水道料金の納付相談窓口を継続開設しまして対応を続けていきたいというふうに考へてございます。

以上でございます。

議 長(土門治明君) 2番、那須正幸議員。

2 番(那須正幸君) 今地域生活課長からもお話を伺いました。本当に長期的な形でこれからまたコロナとの付き合いが続いていくのかなと私も思っておりますので、ぜひ本当に、町長が言いました町民が困っているのを見逃せないのだということでもありますので、ぜひ一丸となつてまたこのコロナに挑みながら、町の経済発展も祈りながら続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして私の質問終わります。ありがとうございます。

議 長(土門治明君) これにて2番、那須正幸議員の一般質問を終わります。

7番、菅原和幸議員。

7 番(菅原和幸君) 本来であれば今日は昨日の夕方予定された聖火ランナーで話題が持ち切りだと思ひますが、皆さんご存じのとおり中止になりました。そんなうちで質問をいたします。

令和2年度の予算編成に当たっては、例年以上に事業の査定、調整に尽力されたことがうかがえます。予算審査特別委員会での審査では、ある土木事業を例に質問があつましたが、総務課長からは、選択と集中を前提に、5年以上の継続事業については一旦事業の見直しを行い、費用対効果等の検証を含めスクラップ・アンド・ビルドを各課に求めたとの趣旨の答弁があつました。計画行政とよく言われますが、事業計画を策定、交付金、補助金などの国県支出金、それから地方債等のいわゆる特定財源の残分を一般財源で対応するのがおおむねの流れであると理解しております。将来の財源に備へるため、本町は一般会計、特別会計合わせて18の基金を設定、積立ては行つていますが、各年度予算に充当するに当たっては、やはり後年度の見通しも考へし

た対応が必要であると私は考えます。

議員に在職し、5年ほど経過しましたが、その計画書の多さには、いまだ完全に理解していないと言っても過言ではありません。その基本にあるのが、国の地方創生、まち・ひと・しごと創生を受けて平成27年度に策定された遊佐町人口ビジョンと遊佐町総合戦略であります。また、10年間の単位での町づくりの基本構想を示す遊佐町総合発展計画は、振興審議会の意見を徴して策定。3年間単位の実施計画に沿って事業化されております。

本町における行政評価システムは、平成16年度から内部評価に取り組まれておりますが、平成18年3月策定の遊佐町まちづくり再生プランにも情報の公開と共有化を図るため行政評価システムの導入をすると記載されており、その再生プランには、平成19年度からの導入を目指すとして記載されている外部評価制度も平成22年度から取組をされております。平成30年度までの過去5年間の報告書では、外部評価で廃止、終了、統合の方向づけがされたのは6つの事業で、うち1事業が改善と町が判断されています。

重要事業に位置づけられる事業が今後も計画されていますが、選択と集中も重要であると考えます。事務分掌では各計画策定、事業評価と財政担当が別になっていますが、職員による内部評価及び外部評価委員による評価が総合発展計画の各期別の実施計画にどのように反映されているのか伺います。

次に、県立遊佐高校に関することについて伺います。創立94周年となる遊佐高校は、県立ではありますが、過去に遊佐町立高校と評されるほど、平成26年設置された遊佐高校支援の会を中心に支援を重ねてきております。

県教育委員会は、1学年1学級にある県立高校で、2年連続で入学定員の半分に満たない場合、原則2年後に募集停止となるルールを緩和、各学校が魅力づくりに取り組む時間を設けるとこの1月22日に公表。内容では遊佐高校と最上地域の3高校が対象とされました。その後、2月には県立高校の再編整備に関する基本方針と、1学年当たり1学級の小規模高校の再編基準を改定しました。その中で対象校は、先ほどの4高校に今後その状況になると想定される2校を加えた6校が最終的に示されたようです。

具体的には、令和2年度に(仮称)学校魅力化に係る地域連携協議会を地元関係者らと設置、2022年度までの魅力化へ向けた地域活動の状況を勘案、その後に地元自治体と協議するとあります。この4月に配布された青少年育成のしおりにも、教育長はやはり特色のある高校としての一層の活性化を期待すると、そのようなコメントもされております。

本町では、平成29年度の遊佐小学校をはじめに、平成30年度からは全小中学校でコミュニティースクールに取り組んでおります。対象高校のうち1校では、コミュニティースクール制度導入に伴う学校運営協議会を魅力化に取り組む協議会とみなすと県教育委員会が判断されたようでもあります。本町に4月から地域おこし協力隊として着任された方が遊佐高校学生生活支援業務を担当されるようでもあります。本町における遊佐高校の(仮称)学校魅力化に係る地域連携協議会の対応と、コミュニティースクールの検討はなされていないか伺い、壇上からの質問といたします。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、7番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

事業評価を今後の事業展開につなげてという質問、提言をいただいたことと、遊佐高校関連でございました。本来ならばというのでしょうか、予定どおりであれば、6月8日は史上初めて遊佐町に東京オリンピックの

聖火が来る予定でしたので、昨日の夕方は本当遊佐町挙げてその聖火を享受できた、喜びを享受できたはずだったのですけれども、新型コロナウイルスでオリンピックの延期という事態で、それが延期になるのかどうなのかまだ分からないのですけれども、来年になれば本当にやれるかなという期待を持ちながらこの場で答弁をさせていただきたいと思っております。

町政運営に当たっては、これまで町が整えてきた、まち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略と人口ビジョン、そして遊佐町総合発展計画、いわゆる第8次の振興計画を基本として取り組んでまいりました。

今年度当初予算は、第4期の実施計画を踏まえ、本町が抱える重要課題や横断的な政策課題に取り組んでいくための政策実現予算とし、地域経済の活性化に資する積極的な投資経費を確保するとともに、働き場・若者・賑わいのあるまちへの投資を念頭に置いて、限られた財源を効果的に還元できるよう、選択と集中を基本に、将来を見据えた持続可能な町づくりを目指して推進、編成してきたところであります。

本町での行政評価については、委員からお示していただいたとおり、平成16年度から外部講師の指導をいただき、本格的な事業評価に取り組んでまいりました。あくまでも内部評価からスタートしたということでございます。そして、平成22年度からは、行政評価制度の拡充により町民の評価委員による外部評価も取り入れて、評価制度の透明性と評価内容の客観性の確保にも努めてきているところであります。

行政評価は、町が行う施策や事業を、住民にとっての効果は何か、当初期待したとおりの成果は上がっているのかという視点から客観的に検証を行い、より効率的、効果的で町民に分かりやすい町政の運営を目指すものであります。町民への説明責任の向上を図るとともに、町民との協働の視点から諸事業を見直し、評価した結果を翌年に生かしていくための手段とされております。

具体的には、毎年6月に職員が自ら担当している前年度事業の評価を外部講師の指導を仰ぎながらまず行い、そしてその際活用する評価シートについては、事業の目的、目標、達成度を示す重要業績評価指標であるKPIを導入し、数値で成果の見える化をすることにより、効果が適正に現れているのか、また効果が現れないとすれば、その問題点がどこにあるのかを検証しております。また、7月には町民の評価委員による外部評価を実施し、委員の皆様から各事業について今後の方向性を示していただいております。この一連の取組を評価シートにまとめた上で、実施計画の策定、予算編成につなげているところであります。継続して取り組んでいる事業についても、毎年外部評価委員に新たなメンバーが加わることなどから多岐な視点もたらされ、新たな課題の発見につながり、事業の見直しに結びついております。次年度の事業実施に向け、各事業の計画づくりをする上で判断材料となり得る行政評価でありたいと考えているところであります。

続きまして、第2問目、遊佐高校のコミュニティースクール化についての質問がございました。今年の2月に山形県教育委員会が示した県立高校再編整備基本計画における小規模校の存続に対するルールが緩和されましたことは、これまでも何度か説明させていただいたところであります。また、県立高校の県外からの受入れを、遊佐高と加茂水産高校に加え、小国高校と山形北高音楽科に拡大をいたしております。ルール緩和の中には、高校が所在する自治体の意向を踏まえ、学校関係者及び当該自治体で構成する(仮称)学校魅力化に係る地域連携協議会等において学校の魅力化、活性化策を検討し、3年間を目途として実施することなどとなります。

遊佐高校の存続は遊佐町の振興にとって極めて大きな課題であると考え、平成26年度から遊佐高校支援の会を事業主体として就学支援事業に取り組んできましたが、これはあくまでも費用援助という側面的な支援

に限られておりました。今後は、高校魅力化のためにどうあればよいのか、地域の声も直接学校へ届けることができるようになったと認識しており、その組織としては、新たな似たような組織を再びつくるよりも、遊佐高校支援の会を学校の魅力化へ向けた組織として位置づけ、その目的や実施事業、構成する会員等を見直ししながら、その役割を担っていただきたいと考えております。

次に、コミュニティー学校の遊佐高版の検討という質問ですが、結論から申し上げますと、今の段階まではほとんど検討されてきておりませんでした。町立の小中学校と違い、あくまでも山形県立の高校、遊佐高との考えによるものが多かったのかと思っております。

コミュニティー学校とは、地域住民、保護者等によって構成される学校運営協議会が置かれた学校のことであり、遊佐町では平成29年度に遊佐小学校において初めて導入されており、平成30年度からは中学校も含めて全ての学校で導入されております。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づくもので、「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない」と明記されております。したがって、先ほども申し上げましたが、遊佐高等学校の場合は県立高等学校でありますので、この法律に基づき学校運営協議会の設置については、最終的には山形県教育委員会の判断ということになると考えます。ただし、協議、検討すべく、ご相談があれば、各種協議の場において前向きに対処していきたいと考えております。

以上であります。

議長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7番(菅原和幸君) それでは、再質問をさせていただきます。

遊佐町における行政評価につきましては、先ほど壇上でも述べたわけですが、いろいろ見てみますと、16年度と書いてありますが、平成15年の年に何か試行的に実施をされて、それが初めにあるようでございます。それで、平成16年度に先ほどいろいろ答弁ありました内部評価を開始をして、平成22年度から外部評価に取り組まれていると。経過を継続的に申し上げますと、25年度には教育委員会関係のやつは法律の関係で外れて別個に、先日も見てみましたら、報告書等にまとめて別の形で評価されているのが平成25年度からのようでございます。後ほど触れますが、一昨年の平成30年度からは、あまりボリュームがあるのか、2年度に1回評価するように変更になって現在に至っているわけですが、数えれば去年度でちょうど10年を経過した状況にあらうかと思えます。実は私も平成22年度の外部評価に第1期生として、11番議員も一緒だったと思えますが、参加させていただきました。実は、決して公文書ではないのですが、自分なりにここでPRもさせていただきますが、個人的に文書はデジタル化に取り組んでおりまして、その文書がないかなと思っていろいろハードディスクを探したら、1枚出てきました。10年前の文書ですが、その内容を見ますと、6年間の反省を踏まえての文書のようなのですが、書いているとおり読みますと、1つは、行政評価の結果と遊佐町の振興計画の策定作業とが直接結びついていない。これが1点目でございます。2つ目、次期計画や予算に影響することがなく、事業の整理とは結びついていないというのが2点目で、もう一点あったのですが、これは省略しますが、そういうことがあったものですから、外部評価制度を導入をすると、そういう旨のやつが第1回目の会議の資料にあったところでございます。

それで、実はこれ調べていきまして、平成18年の、先ほど壇上でも触れましたが、遊佐町集中改革プランとい

うのが平成18年3月に策定をされているようです。その文書を見ましても、当時から外部評価は必要であるというような記載がありますので、内部評価開始時点からやっぱり外部評価も必要であるのかなということのほうがええました。

それで、最初、冒頭に町長に伺いたいのですが、本町の事業評価制度は、先ほど答弁にあったかと思いますが、埼玉大学の大学院の今教授をなさっています齋藤友之氏が最初から指導あって、たしか平成22年の年もいらっやっしたと記憶をしております。当時は、前は何か日本福祉大学のほうに着任されていたというつながりがあって逆に今に至っているようですが、それで平成18年の集中改革プランのときは、前任の小野寺町長の時期でありました。その際、外部評価を取り組むということで載っているわけですが、実質実施されたのはたしか21年の3月と記憶しております。当選された翌年度にこの方式を採用されたというふうに記憶をしております。

もっともらしく言いますと、地方自治体は国の議員内閣制度とは違って二代表制でありますので、私たち議員も町の運営等を監視する立場にはあるわけですが、その上で各議員が政策等を評価して、そしゃくをしてこういう場で意見をまとめていく立場にあるわけです。そんな中でちょっと最近驚いたことがありまして、この外部評価というのはどこでも取り入れをしているのかなと思っていましたら、今年の1月の23日の山新の記事取っておったのですが、隣、酒田広域行政組合でいろいろ共にしております酒田市では、この行政改革推進会議ですか、それで今まで内部評価だけで外部評価を取り入れをしていなかったという記事が載っておりました。どこでもやっているのかなと思っておったのですが、そういう記事見たときに、本町では約10年前から先駆的にこれに取り組んだわけでございます。それで、町長は、なる前当然、長い期間、先ほど言った監視する立場にある議員もなさっていたわけでございます。そんな中で多分ある程度積極的にこの外部評価進めたのかなという、単なるこれは推測ですが、そんな状況がうかがえます。その辺の外部評価を導入する経過について1点目と、たしか、今も続いているかどうか分かりません。この評価委員会には管理職が出てこなかったと記憶しております。担当の係長とかが出てきた経過が、多分今もそうだと思いますが、その辺について最初に町長の所見を伺ってから一問一答に入っていきたいと思います。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 外部評価制度の導入の背景には、日本福祉大の齋藤先生が職員と非常に関わっていたということも存じ上げていますが、基本的には平成19年6月制定の遊佐町まちづくり基本条例の第20条に規定する政策に対する町民意見の反映を具現化するものとして外部評価制度を導入、推進されてきたものと理解しております。ただ、22年からではないかと確かに言われましたが、私が就任したときは21年の3月でしたので、もう予算も全部できておりましたので、1年目は前者が使ったルールをただ必死に進んできたわけでございますが、前任者のやったことに対する評価というのは、私としてはあまりやりたくないなど、やっぱり自らが行った1年間について外部評価に資するべきではないかということで、1年遠慮をさせていただいて、そして2年目から進めたという経過がございます。私も議会議員でしたので、議会議員としての提案、チェックは一般質問等の機会、また日常活動の機会等でいろんな制度的なものも、それは役場に來たことによつてずっと継続的に提案はできるのですけれども、チェックするという形でいけば、やっぱりいろんな人が入って初めて町民と町当局と議会というのは、やっぱり3つを大事にして進めていたほうがそれぞれお互いにいい成果が出るのではないかという思いでこれまで進めさせていただいておりました。内部評価で非常に甘い

ところが外部評価からはかなり厳しい評価をいただいていたということもまさに事実でありますし、それら等、内部評価での職員の意識と外部評価にかけたものの結果がかけ離れているものについては、職員についてやっぱりしっかり認識を新たにしてもらおう、そんな絶好の機会をいただいていたのかなと思っています。

そして、実は外部評価に管理職が加わっていないことについては、かつては遊佐町では各地区の公民館に職員を配置して、職員の皆さんからしっかり地域の主事として、公民館主事として職員を育てていただく、そんな機会があったわけですけれども、それらが各地まちづくり協議会に職員を派遣しないということが決定してしまいましたので、やっぱり実務担当の職員が事務事業の評価制度の必要性を理解して、そして評価結果や意見交換の場をしっかりとその外部評価委員会で持つことによって管理職よりも若い世代、その下の世代からしっかり次の管理職の準備をしていく場としては、その外部評価委員会の担当として説明するほう、そして職員が外部の皆さんの意見を直接伺う機会を設けることが職員を育てる、鍛えるという場としては非常に有効だったなという、ここ10年間させていただいてそんな思いをしています。やっぱりこれまで公民館主事地区でいろんなお叱りを受けたり、お酒飲んでいろいろ鍛えられたりしてきた機会があったのですけれども、そういう機関を失ってしまったという中では、外部評価委員からは実は職員はかなり叱咤激励も受けていると伺っていますので、それらの答弁等も説明も事務職の担当、係長級が行うということは、しっかりとそのセクションのひとつプロになってもらうということ、そういう機会が得られるという形でいくと、非常に職員育ての場としてはいい機会だったのかなと今考えているところであります。議会は議会なりに町全体を俯瞰した中での提案、チェックをいただければありがたいと思いますし、個々の本当にちっちゃいところ、まさに行政の町民との最前線、そこにはやっぱり外部評価の町民代表も加わる、組織代表も加わるということは、非常に多様な視点でのチェックができるということについては、非常にこれまでの関係された皆様には感謝を申し上げたいと、このように思っている次第です。

以上であります。

議 長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7 番(菅原和幸君) 一応職員の育成というか、育てるという面から管理職は抜けたというか、そんなことは理解をいたしました。

ちょっと個々の内容について、企画課のほうで所管のようですので、課長に伺いますが、今年の30年度の報告書、令和元年9月発行された平成30年度の報告書を見たところ、ちょっと気になるところがあって、その3ページに評価の対象事業が載っておりますが、ただし書で評価の対象外となる事業が5つ載っております。その中で1つだけピックアップしますが、④が長期的な評価しかできない事業(単年度では評価できない事業など)ということで、非常にこれが目につきまして、何でなのかなという疑問を持ちながらこの報告書の末尾のほうを見ますと、その事業が何であるか全部載っております。ページ数からいくと86ページのほうに載っておりますが、その中のをピックアップしますと、1つが地区町づくり組織の育成と支援、これは対象から外れるということがあって、もう一つピックアップしますと日沿道とか羽越本線の高速化、いろいろな期成同盟会つくって要望活動しておりますが、そういうものも評価から外れるということであって、2つ目は理解もできなくもないのですが、この対象事業にした扱いというか、どういう背景があってそうなったのか企画課長のほうにお伺いします。

議 長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

事務事業評価に当たっては、評価指標を設定をして、評価指標達成の有無と、有効性、妥当性、貢献度、効率性、活動量の5つの基準で評価を実施をしているというふうなことであります。評価対象外とした事業については、これらの設定がなかなか困難といいますが、毎年言ってみれば代わり映えがしないと、変わらないようにしか書けないというか、そういったものが含まれているというふうに思っております。例として出されました地区町づくり組織の育成と支援の関係については、平成25年度までは事業評価を実施をしてきました。当時につきましては、各地区のまちづくり協議会が動き出して自主的、主体的な課題解決に向けた地域活動に取り組み始めたというふうに認識をしております。町としては、各まちづくり協議会の事業運営に係るいわゆる情報交換、町の抱える諸課題等について共通認識、共通理解を図る場として、まちづくり協議会連合会役員会の定期的な開催や研修会を共同で実施してきたというふうなことであります。この事業につきましては、将来的にずっと対象外というふうなことでは考えてはおりませんけれども、町づくり組織の自主的な地域活動を尊重するという考えに立てば、町として事業評価することは適切ではないというふうな判断になったというふうなことでございます。

もう一点、日治道や羽越本線高速化等の要望活動事業については、これは本町だけでなく広域での実施となるため、町単独での事業成果や評価の判断ができないために対象外としたというふうなことでございます。以上です。

議 長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7 番(菅原和幸君) 前の534回議会でしたが、地区まちづくり協議会について、この場で一般質問等で発言された議員もいらっしゃいます。今は経過分かりましたが、やはり運営状況、数年に1回でもいいですので、やっぱりチェック、外部評価等も含めてやるべきかなと、そうは思いますので、ここで意見として述べさせていただきます。

それで、ちょっと時間も押してきましたが、自分なりに議員になってから5冊くらい報告書あるものですから、一応見ましたら、先ほど壇上でも触れましたが、6つの事業が外部評価から廃止または終了、その中で議会関係のやつだけが改善ということで判断されて、ほかは全部終わっております。主な事業を申し上げますと、高校生乗合タクシー事業、25年には約300万円あったのですが、30年では80万円ほどに減額になっている。利用が減っているということ、これは分かります。あとは輸出サポート支援事業、これは25年から3年間、200万円ほど計上されていたのですが、もう28年度から必要ないから、今は廃止になったということです。このような状況にはあるわけですが、長期的な事業ほど評価して改善を加えるべきではないかと私は考えます。今先ほどの文書そのまま読めば、長期のやつはしないのだというふうにも取られかねませんので、例えば今後大規模な事業が続きます。当然それが評価に上がってくると思いますが、改めて企画課長に伺いますが、長期的な事業ほど私は評価をすべきではないかと思いますが、改めて課長の考えをお伺いします。

議 長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

なかなか事業によっては具体的な評価指標の設定が困難な場合があるというふうなことでありますけれども、そういった事業にあっても、例えば年度ごとの到達目標は設定をしている場合もあるというふうなことでありますので、今いただいたご意見については改めて行政評価委員会で議論をしたいというふうに思ってお

ります。そうしたことを経て、改めて対処するのかしないのか、そういった基準等も含めてぜひ議論を進めてまいりたいというふうに思います。

議長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7番(菅原和幸君) 意見として申し上げましたので、対応できれば、私はそうすべきかなと思います。

それで、実は外部評価委員について、先ほど述べたように、ちょっと各年度の委員の名簿をずっと見まして、自分で整理、まとめてみて、表にしてみました。そんな中で、委員の数を29年に1名増しておりますが、大体毎年、今のところ、要綱では15名のようですが、13名の評価委員の方がいらっしゃるようです。それで、その中で見ていましたら、実はこの外部評価の中に自らの事業評価システムの推進事業も評価の対象になっておりました。非常に興味を持って読み込んでいったのですが、ちょっと申し上げますと、平成28年度の外部評価委員の報告書では、評価委員の選出に当たり、委員の年代、男女構成のバランスを検討いただきたいという、自らのやつを述べております。それに対して、町側というか、改善に取り組むというふうに記載されていましたが、先ほど言った令和元年9月の報告書を見ますと、また同様に評価委員の中に町政の関心のある方、女性と若い世代を増やす努力をしていただきたいと、そのようにありますので、若干この部分は改善になっていないのかなと。それで、先ほど言ったのですが、ちょっとこれからの発言は、決して私否定する意味で申し上げるわけございませんので、前置きをさせていただきます。

表を見ましたら、私22年の年にやらせていただきましたが、その当時から継続して評価委員を委嘱受けている方がいらっしゃいます。それで見ますと、7年から10年かけて委嘱を受けている方が約3名ほどいらっしゃいます。それで、ちょっと伺いたいのですが、先日、6月1日の広報に外部評価委員の募集のチラシが入りましたが、この13名しかいない中、公募の応募者が少ないのか、それともいろいろ選考の過程があって13名とされているのか、1点目伺いたと思います。

議長(土門治明君) 高橋企画課長。

企画課長(高橋 務君) お答えをいたします。

外部評価委員につきましては、町内の各団体に推薦をお願いと、あと公募をしているというふうなことでございます。特に団体の推薦にあっては、女性の推薦などを特にぜひご検討、ご配慮いただきたいというふうなお願いも申し上げているわけですが、公募については、これまで大体6名程度ずっと公募をしているわけですが、6人を越えたことはないというふうなことで、今まで最大で4人というふうなことになっておりますので、そういった意味では、公募の方については、特段支障がない限りは選任をさせていただいているというふうなことであります。

評価の実施につきましては、平日の日中というふうなことで実施をしておりますので、そういった意味では若い皆さんの参加がなかなかかなわないというふうなことでもありますし、平日の夜の開催も実は検討したこともありますけれども、実施には至っていないと。その理由につきましては、やはりヒアリングを夜間に実施をすると、職員を拘束する人数が大変多くなるというふうなこともありまして、評価をすることによって時間外手当の支給がすごく増えるというふうなことなどもありまして、今のところ実現には至っていないというふうなことであります。今後とも若い人が参加しやすいような体制というふうなことでは検討したいわけですが、団体推薦、そして公募とも、より多くの皆さんから委員になっていただければというふうに思っているところでございます。

議長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7番(菅原和幸君) 女性の登用ということも触れましたが、去年の名簿を見ますと2名の方が女性として入っておりますし、前も3名くらい入っている時期もございました。そんな状況で、今後とももし改善が必要であれば対応していただきたいと思います。

それで、ちょっと質問しないで、今度こちら意見申し上げますが、実はこの質問するときに振興計画の第3期のものと外部評価の資料を並べて見たのですが、非常に関連性が分からないというか、どの事業がどうなのか非常に分かりづらいというのを実感じました。そして、読み込んでいくと、ああ、これかなということがあったものですから、もし可能であれば対比をして、評価のシートと振興計画の何か番号でもいいですから合わせていただいて、分かるようにしていただいて、実はこれ企画課長のところでお話したときも申し上げたのですが、ぜひ振興計画を策定する委員会のほうにも、もしこの外部評価の評価が届いていないのであれば、何らかの形で提供して、一つの判断材料にしてもらってもどうかと、そう思いまして、本来質問しようと思ったのですが、時間押してきましたので、ここは意見として止めさせていただきます。

それで、実は私この質問しておりますが、今回は意外と新型コロナウイルスの話が中心になるとは思いますが、実は私もその想定で質問しております。実は、酒田の方ですが、ある観光業の会社の方から先日電話いただきました。先ほど2番議員も観光のこと触れられておりましたが、その方は、正直言えば、移動の自粛で、もう飛行機も4便のうち1便しか飛ばない、そんな状況の中で一番最初に自粛で影響受けたのが観光の業務ではないかと。例えば経済が復活したとしても、自分のやっている観光業は最後にその効果が出てくるのではないかと。やはりある程度娯楽的な部分もありますので、そんな中で、当然会社経営ですので、金融機関、銀行等からは無利子的な好条件で借りてくださいということが来るのですが、3.11の状況を踏まえると、なかなか借入れしたとしても、ここ2年後どうなるか分からない状況では返済するに自信が持てないと、そんなこともおっしゃってありました。その方いわく、実はその方が知っている遊佐のある製造業の方だそうですが、何か大手の下請やっているらしいのですが、大手が動きが止まったものですから、その方の知っている方もなかなか遊佐の製造業に大きく影響あるのではないかと、そんなこともおっしゃってありました。ちょっと参考まで申し上げます。

それで、総務課長のほうにお尋ねをさせていただきますが、よく横文字でこの表現をされる方もいらっしゃいます。例えばアフターコロナとか、いらっしゃいますが、今は支援の事業でいいのですが、来年度以降やはり経済の衰退というのが大きく影響してくるのかなと、そう考えます。当然、収入とか事業が衰退していけば、税収、それから国でも県でも恐らく事業の選択をすると思います。この間ある方に聞いたら、ほとんど補正予算のやつはコロナに行って、事業予算がほとんど削られていっているような状況もあるようなことも言う方もいらっしゃいました。そんな中で今後、遊佐町で庁舎建設やっておりますが、遊佐PATの事業も今後何年間のうちに来ます。当然負担も出てくるわけですが、簡単に言えば借りればいいのではないかと、地方債のことを私ちょっと財政のほうに聞きましたら、状況がよくないとなかなか地方債は適用できないということを勉強させていただきました。何か基準があって、18%が基準ですが、遊佐町の場合は8.4%。ですから、まだまだ十分健全な状態ですが、やはり今後やるにしても健全な経済状態にしておかないとそういうことにも影響するのではないかと。そんな状況で申し上げますと、先ほど基金の話を質問された方もいらっしゃいましたが、それに対して町長、事あるために使ってこそ基金は効果が出てくるというような答弁もされておりました。はっき

り言えば基金は貯金ですので、使いつ放しは当然減って、貯金もしなければならないわけなのですが、そこで前の534回の答弁を引き出すわけではないのですが、総務課長に伺いますが、やはり事業の見直しを行って、継続すべき事業のためにというか、守るために支出を抑制して、入るものは、お金は可能な限り受入れをすると、そういうことが必要であると思えますし、やはり選択と集中を図るべきであるとは534回で総務課長答弁されておりました。企画課長も歴任されておられますので、総務課長の所見を伺いたいと思えます。

議 長(土門治明君) 堀総務課長。

総務課長(堀 修君) お答えをしたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が次年度以降の財政に影響を与えるということにつきましては、議員がご指摘のとおり間違いがないのかなというふうに思われます。特に町民税には影響が出るのが予想されますけれども、町としましては、今現在、第1次、第2次の緊急経済対策を打っておりまして、さらに今後3次、4次の経済対策を計画することによって町の経済が例年どおり、またはそれ以上に復興するように努力をしているところであります。

経済対策の財源につきましては、地方創生臨時交付金を充てる予定でありますけれども、財政調整基金についても、町長が先ほど佐藤光保議員の一般質問の答弁でもお答えしたとおり、充当していきたいと考えております。基金については、こういう非常時のための貯金という一面もあるわけですので、有効に活用していきたいというふうに考えております。

選択と集中という考え方につきましては、全ての事業において振興計画、当初予算のヒアリングにおいて、限られた財源で町民の要望に応えていくために、全ての事務事業において見直しを行いまして、情勢に合った施策に再構築をしているのかを確認しまして、その際、外部評価における事務事業評価の結果等を踏まえて事業の選択と集中が図られるようにヒアリングを実施しております。そのヒアリングの中でスクラップ・アンド・ビルドという話をさせていただいておりますけれども、5年以上の継続事業については再度検証していただき、効果のない事業はやめていただくと。効果の認められる事業については引き続き行いますけれども、内容を精査し、より効果のある事業に変えていくということが必要であります。そうしないと、ご存じのとおり予算は膨らんでいくばかりということになってしまいます。また、町が予定しております今後の大型事業としては、小学校統合事業、それから遊佐パーキングエリアタウン事業等があるわけでありまして、さらにこれに新型コロナウイルスの経済対策がしばらく続く可能性も考えられます。これらのことを総合的に判断すれば、幾ら今現在町の財政状況が健全であるからといって、このままでいいという話にはならないわけでありまして、より一層の健全化を進めていく必要がありますし、議員がおっしゃるとおり、まさに選択と集中を図るべきであるというふうに考えているところであります。

議 長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7 番(菅原和幸君) 分かりました。

それでは、ちょっと時間の配分間違えましたので、遊佐高校のほうに移らせていただきます。前段は全てカットしまして、質問だけさせていただきますが、先ほど壇上で申し上げましたとおり、(仮称)学校魅力化に係る地域連携協議会、これを遊佐高校の場合もつくるというようなことになりました。それで、いろいろなものを呼び込んでいくにも、これ誰つくるののかなという疑問が湧いてくる状況がございました。それで、先ほどの町長答弁、それから534回でも同様のことを申し上げてます、あくまでも遊佐高校支援の会のほうに支援を

している状況だということは分かっておりますが、もし可能であれば教育長のほうにこの件について、どこがこの協議会を設置するのかを伺いたと思います。よろしくお願ひします。

議 長(土門治明君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 20分ぐらい答弁準備してましたので、あと最後までお話ししてよろしいですか。はしよりますけれども。結論から言えば先ほど町長の答弁のとおりで、学校を経営している、運営している校長が最終的にはやりましよう、そして県教委との理解の下で、県立高校ですので、そういうことになるわけですが、基本的には菅原議員の立場、あるいは支援の会の一員としての思いもあるかと思ひます。町民としての思いもあると思ひますけれども、遊佐高等学校がこのとおり町を大事にして支援しながら盛り上げていこうということで頑張っていますので、コミュニティー・スクール、当然そっちの方向に進むべきであろうなという思いでは一致しております。ただ、我々の言及できる範囲は限られているということでござひます。コミュニティー・スクールになると、学校運営協議会を設置することがゴールではなくて、地域とともにある学校に中身がなっているか、そして地域や町と一緒にいろんな活動しながら、児童生徒、青少年、若者も含めて集っていくような、学校教育だけで完結しないで、地域一体になって子供たちの教育をいいものにしていこうということで動いております。そして、それに伴って大人も地域も学んで育っていくと、そういう中身ですので、そういう意味ではもう遊佐町はコミュニティー・スクールになっているのです。例えば総合学科、職場体験、地元の業者、企業、行政も入っていますけれども、お願ひして、子供たちが優秀な職業人としてのベースを学んでいるわけです。まさにカリキュラムに地域が入っているわけですので、これコミュニティー・スクールです。学校運営協議会になっていると。では、学校運営協議会に代わるものを誰がしているかといえば、役場の行政であり、企業等の関係者であり、たくさん集まって発表会もしています。県教委からも指導主事が来て、聞いていただいて、生徒の発表を、評価もしていただひています。高い評価をしていただひています。まさにこれコミュニティー・スクールです。ほかの学校、県立高校ではほとんどやっていません。やっている学校もあるのかもしれませんが。庄内総合高校あたりがそういうスタンスでやっているのだと思ひますけれども。

もう一つ取り上げれば、少年議会、これも直接遊佐高だけではないわけですが、中学生、高校生が中心になって、まさに生徒が参加していますので、学校に入ってくる学生に説明していったり、いろんな酒田市内のほうにもプロジェクトチームが説明に行っていますので、まさにこれも大きな要素を含んでいるのかなと思ひております。6月8日、昨日から投票が始まっています、今週いっぱい投票して、日曜日は開票ということで、議員の選挙になったようござひます。この中には県外から来た生徒も3人立候補して、投票の結果を待っているという状況ござひます。そんな中で、まさに県外生の受入れも始まりましたので、もっとコミュニティー・広がる範囲の中で、県外の子供たちの思いも取り入れながら、遊佐町をまた巣立っていくという子供たちの健全育成につながっていくのだと思ひます。ということで、少年議会の中ではツーデー・マーチへの参加のボランティアとか、こういうのもまさに地域地域とつながって、学校では学べないたくさんのことを学びながら地域とつながって育っているわけですので、遊佐町は大いにコミュニティー・スクールになる素地はあるのだと思ひますので、議員からもご指摘がありました魅力化、魅力化委員会と言ひていますけれども、これも今はもう6月ですから、動いていなければならぬのですが、コロナの関係でまだ足踏みしています。早晚動き出すのだと思ひますが、そんな中でも遊佐高校の魅力化、もちろん遊佐高校だけではないわけですが、いろんな小さい学校の魅力化ということで、いろんな立場からご意見いただひて、校長なり県教委で大事にしてくれる

のだと思いますが、その中で例えばやっぱりコミュニティスクールの構想も遊佐高等学校の魅力化の一つになっていくのだと思いますので、もしそういう場があればご意見申し上げたいと思いますし、支え合いながらそういった学校をつくっていきたいと思います。

まさに統合小学校の名前も遊佐小学校に教育委員会で議決しまして、今回議会上に上程しておるわけですが、小中高、遊佐小、遊佐中、遊佐高となっています。小中高つなげて、まさに地域とともにある学校をつくっていく、地域、町挙げて、住民挙げて学校も子供たちも地域も育つと、そういう流れをつくっていくという意味では、ちょうど指摘がありましたコミュニティスクール、名前だけでなく中身を伴ったそういう学校になってくれればということでご意見申し上げたいと思いますし、校長、県教委とも意見の交換は十分したいと思います。冒頭、支援の会の立場でのご意見でもあるのかなと申し上げましたけれども、ぜひ支援の会の皆さんからも同じような思いで、こんなやり方もあるのではないかと、こんなことも魅力化につながるのではないかと、ということで、いろんな角度からご意見いただければ、我々としても伝えながら一緒に頑張っていきたいと思っております。

議長(土門治明君) 7番、菅原和幸議員。

7番(菅原和幸君) 正直言えば、先ほど遊佐高校は例の、忘れましたが、かなり商工会等が連携やっているということは私も承知しております。

あと、時間がなくなりましたので、最終的に申し上げますと、遊佐高校支援の会、26年の年からスタートしましたが、当時、27年は550万円ほどの予算しか計上しておりません。28年からふるさと納税を充当し始めまして、令和2年度、予算額ですが、約1,900万円、約4倍、かなりの額を支援しているわけですので、せっかくここまでやってきたわけですので、何とかこの継続に向けて頑張ってくださいたいと。

時間になりましたので、これで質問を終わります。

議長(土門治明君) これにて7番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

1番、本間知広議員。

1番(本間知広君) 私、3月の定例会の冒頭で同じく聖火の話をした記憶がございまして、本来であればという話が先ほどもございましたけれども、本当にこんな状況になろうとはそのときは全く予想ができていなかったのではないかなというふうに思います。

通告に従いまして質問をさせていただきたいと思います。新型コロナに係る今後の経済対策ということになりますけれども、先ほど来何人か議員の方からもご指摘がございましたが、改めてという意味も込めまして私のほうから質問させていただきたいと思います。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響というのが先ほど申し上げましたとおり本当に爆発的に広がって、世界中では医療崩壊が叫ばれるというような事態になっております。感染者につきましても数字先ほど少し出しました。全世界で約600万人、死亡者に至っては約37万人と、出てしまっているということでもあります。この場をお借りしてではありますけれども、本当にご冥福をお祈りしたいというふうに思っております。

結果といたしまして、人々の移動というものが制限をされました。特に国と国との往来というものについては激減をいたしました。町長からもお話ございましたけれども、訪日に関しましては99%の減という恐るべき数字が当然のように出ているわけでありまして、まず観光業はもちろんその影響をもちろに受けた格好になりました。航空業ですとか、旅行業、宿泊業、そうした関連の業績が一気に悪化をしたわけでありまして。

国内においては、感染者は約1万7,000人、死亡者につきましては約900人ということであります。感染拡大防止に国も努めた結果ということもあるかと思うのですけれども、世界に比べてという言い方が適切かどうかちょっと分からないのですが、死亡者数、900人亡くなっているわけですが、海外の国と比べれば桁が1つ2つ少ないような状況になっているわけでありまして、国としては、感染拡大防止については、国民も含めて、意識の高さも含めて本当にある意味頑張った結果なのではないかなというふうに思ったりもいたします。それでも、東京オリンピックについては、今のところと申しますか、1年延期とされるということに代表されるように、ほぼ全てのイベント、スポーツ、コンサートですとか、そういったものもろもろ含めてですけれども、ほぼ中止または延期ということになっています。

4月には緊急事態宣言が発出をされました。外出は自粛、営業店舗、施設には休業要請というものが出されました。今年のゴールデンウィークを中心に言えば、経済活動というのはほぼストップした状態が続いたというわけであります。現在はといえば、かつての感染状況と比べれば落ち着いている状態が皆さんもご承知のように続いてはおりますけれども、緊急事態宣言も解除になり、県境をまたぐ移動も何とかできるようになっております。県内においても、学校についても段階的に始まっておりますし、飲食、その他業種についても休業要請というものが徐々に緩和をされて、通勤、通学については、徐々にではありますが、以前に戻りつつあるということがございます。しかしながら、ウイルスが全く消えたということではございませんで、またいつ感染するのか、感染が拡大するのか、いわゆる第2波、第3波の流行というものが懸念をされております。

これまでの調査や研究によりまして、横文字を使えばクラスターということになりますけれども、集団感染がどのように発生するのかという理由が徐々に明らかになってきております。皆さんご存じのとおりであります。密閉、密集、密接、この3密が大きな要因と言われております。経済活動、いわゆる例えばお店の営業を再開をすることにしても、この3密を避けなければならない。消毒をしなければならない。例えばマスクの着用しなければならない。うがいですとか、手洗いですとか、そういったことも今後当たり前のようになっていかないといけない。いわゆる新しい生活様式、新しい日常に即した営業を行っていかなければならないというようなことだと思っております。

そうしたこれまでの経緯の中で、再三出ておりますが、我が町においても例外ではございません。外出の自粛、県からの要請による店舗、施設の休業を余儀なくされた業種もございました。学校の感染状況ですとか、社会の状況ですとか踏まえて休校を延長してありまして、地域の行事、イベントなどもおおむね8月、9月頃ですとか、9月頃までに関してもほぼ中止ということになっておりました。

各店舗、施設の休業に関しては、全国的にでもあります。いわゆる補償というものについて問題になりました。国でも持続化給付金、雇用調整助成金等、県では緊急経営改善支援金、またコロナ支援といたしまして各種無利子の貸出しというものも行ってまいりまして、我が町におきましては、3月になりますけれども、第1弾といたしまして、観光宿泊業、飲食業、小売業に対しまして緊急経済支援助成金制度を創設したわけでありまして。4月15日までの受付で約660万円の交付額ということになってありまして、5月には第2弾、コロナ対策経済支援事業ということで現在受付を行っている状況で、先ほど来数字が出ておりますが、5月末で136件、大体約1,400万円ほどの受付という状況にあります。

先ほども少し話しましたが、今後なのですが、ウイルスと共存をする新しいステージと申しますか、新しい生活様式を取り入れた社会に変わっていくということが予想されるわけでありまして、それに伴って、こ

れから営業再開していく中でそういったこと、対策を施すというのが条件、返す返すになるかもしれませんが、条件となります。施設によっては一人一人の体温を測ったりというような、そういったこともやられているところも当然でございます。そうした努力ですとか、感染に対する工夫、今後やはりその事業所、施設ごとに必要になってくるということございまして、感染対策と経済活動の維持と申しますか、ある意味相反することを両立させていかなければならない。果たしてそういったことができるのかという不安がやはり常に付きまとっているわけでございます。それはなぜかといえば、幾ら努力や工夫をしても、その感染のリスクというのが完全に消えるということがないからであります。感染者が今後、現在のように増加に転じないという条件がつくわけでありますけれども、これからの生活については徐々に緩和の方向に向かっていくのではないかという予想もできるわけですが、感染したらどうなるのかという怖さから、いわゆる新しい日常というものに社会が物すごいスピードで変わっていく中で、以前のにぎわいといいますが、例えばコロナウイルスのワクチンができましたといっても、感染症に対する意識がもう変わってしまっている中で、例えばマスクの着用、これがなくなるのかとか、例えばきつきつのお店の中で行けるのかとか、そういったいわゆる以前のにぎわいに戻れるのかというようなこともやはり頭の中に残るわけでございます。ウイルス対策というのがいわゆる長期化する中で、どのような経済状況になっているのか、社会状況になっているのか、本当にこれ予測が難しいわけございまして、そのときに応じた経済対策、いわゆる支援というのは常にやはり準備をして、必要だというふうに私個人としては考えるわけでございます。那須議員からもございました。これからのしいわゆる第3弾、第4弾、今後そういったこと、新しい生活様式に世の中が変わっていく中での支援、今後町としての支援というもの、どういうものを行っていくのかということを考えございましたら、考え伺いまして、壇上からの質問は終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長(土門治明君) 1番、本間知広議員への答弁を保留し、午後3時15分まで休憩いたします。
(午後2時53分)

休 憩

議 長(土門治明君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。
(午後3時15分)

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) それでは、1番、本間知広議員に答弁をさせていただきます。

今後の経済対策はというお話でありました。答弁に入ります前に、昨年を振り返ってみますと、昨年の4月24日ですか、ちょうどブルーラインの開通する少し前に、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセス号が2019年度初めて酒田港に快晴の日に入港いたしました。大型バスが2台で本町に来町され、鳥海山大平の雪の回廊や十六羅漢、丸池様、そして中山の桜を楽しんでいただき、遊楽里での朝食、休憩の後に旧青山本邸見学、そしてクルーズに戻られたことの中で、まさにその中ではナンバーワンの評価をいただいたという知らせが入り、非常に喜んだことと光栄に感じたことがついこの間のように思い出されております。ちょうど1年前のことでした。そして、いよいよインバウンド観光でも地域によって評価が比較され、厳しい日本中での地域間での競争の激化が予想された時分でもありました。

突然のコロナウイルス感染症の拡大によりまして、山形県の緊急事態宣言が発せられ、国の臨時措置法に伴う緊急事態宣言が発せられ、その解除が山形県からなされ、飲食店等の営業が再開されておりますが、新型コロナウイルスとの共存は今後も長く続くものと予想されております。このような中で飲食店等が営業を続けていくためには、各店舗が3密を避け、新たな生活様式に対応していくための様々な工夫が必要になると思われまますので、店舗改装、コロナ対策に必要な防護スクリーンや換気扇整備などの備品購入費などが対象となる遊佐町商工会の持続的発展支援事業補助金や、それらに対応していくための山形県の制度も示されておりますので、事業者等に周知を進めていかなければならないと考えておるところであります。

本町では、新型コロナウイルス感染症対策第1次経済支援助成金として、令和元年度の予備費を活用して、4月1日から15日までに申請を受付した事業者19件に665万6,000円を交付を既にしております。また、5月15日からは、製造業、生活関連サービス業等を追加した第2次助成金の申請を受け付け、5月末現在で136件、1,453万9,000円の受付を行っており、そして実はつい先日までにおいては、もう1,600万円ぐらいの申込みをいただいたと伺っております。また、6月1日に酒田飽海建設総合組合より新型コロナウイルス対応に伴う支援についての要望書が提出されました。いわゆる遊佐連合支部、総合建設業組合遊佐連合支部での南遊佐地区を除いた会員の皆様への助成ということで要望が提出され、町内の建設に関わる小規模事業者の実態について聞き取りを行い、今後第2次助成金の対象に総合建設業組合を追加する準備を進めております。

これまで、新型コロナウイルス感染症により特に被害があった事業者に対しては、緊急的に行わなければならないと判断し、助成金の交付により支援を行ってきました。今後、終息に向かうか、第2波、第3波が襲来するかわからない状況ではありますが、これから影響を受けるとされる事業者については、状況を把握しながら、関係団体、商工会との連携をして早めの対策を行っていきたいと考えております。

さて、ご質問の今後の救済策についてであります。第3次として、ゼロ歳から18歳までの子供の保護者等に対し、子供1人につき3万円を支給する、ゆざっ子応援給付金支援事業と、独り親家庭等への応援給付支援事業を7月の臨時会等で早期に対応していきたいと思っておりますし、その折には感染症予防のための町立図書館への消毒器、本の消毒をする器械の設置事業を既に計画をしております。あわせて、臨時会につきましては、地域産業、地域経済を維持するための新型コロナウイルス感染症対策緊急経済支援事業、いわゆる地域振興券発行を予定をしております。補助率は、今のところ40%に設定して、そしてお盆前にこれらが町民の皆さんに届くように調整をしているところであります。そして、そのほかに、第4次ですか、9月の定例会を目途に観光宿泊関連、いわゆる観光協会、ガイド協会、旅行業等、それから相互交流等の支援の施策を、スキームを現在検討中でありまますので、これらと併せて臨時会に上程をしまいたい、このように思っております。

そして、秋にかけては、これまでも毎年実施してきた、泊まってもらおう！遊佐町の特産品事業、いわゆる宿泊費を削減、補助するのではなく、泊まってもらった皆さんに遊佐の特産品をしっかりと後でお届けするというような事業で、町が使ったお金を全て町内の特産品を販売する皆さんにお届けできるような施策を9月定例会で行いたいと思っております。そして、秋の旅行の充実、旅行、来てもらえるような体制の支援をしておきたいと思っておりますし、なお地域振興券、いわゆるプレミアム振興券につきましては、1回では多分なかなか難しいでしょうという想定をすれば、歳末に向けて12月議会等で、これは負担率はまだ想定されて

おりませんが、それら等も整えていくことが長期的な視点での我が町での観光や雇用の維持、確保に大いに資するのではないかと想定しておりますので、それらを、切れ目のない経済支援を行ってまいりたいと、このように思っています。

以上であります。

議長(土門治明君) 1番、本間知広議員。

1番(本間知広君) かなり具体的にといいますか、時期も含めて答弁いただきました。やはり何が正解か分からない中で生活している中で、やはりやることを、これからこれをやる、これをやるみたいなことをしっかり情報発信していくことが、やはり地域の人たちにしてみれば一つの目標ではないのですけれども、ああ、そうなのだということで、少し希望が持てるというか、頑張れるというか、そういう気持ちにもなれるのかなというふうに思いますので、切れ目のない支援ということで、多方にわたって支援していくお話でございました。しっかりそこを発信をしていただいて、理解していただいて、できるだけ分かりやすいような形で話のほうを進めていただければというふうに思っているところです。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ちょっと話戻るかもしれないのですけれども、現在第2弾ということで町のほうで行っているわけですが、先ほど連合支部の話が町長から答弁でございました。対象外、いわゆる対象からちょっと今回当初外れてしまったところがあったわけなのですけれども、そのように対象から外れた理由、経過みたいなのを少し説明できればお聞きしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

ただいまのご質問については、事業の実施前に全員協議会等で説明をしたと思いましたが、大きな理由の一つとしては、現在の公共事業についてでありますけれども、例年同様、あるいはコロナ対策で少しずつ現在前倒しをしながら町のほうの公共事業の発注をしているという状況がございます。それから、地域生活課の情報によりますと、持ち家リフォーム支援金の申請等についても例年並みということもあり、また新築住宅の着工件数についても例年以上というような情報も伺っております。というような状況の中では、あまりコロナ関係の影響は受けていないという判断もございまして、建設業、建築関係を除いたというような要因となったところがございます。その後、それから小規模事業者からの聞き取りも行っておりまして、実は4月、5月の春に発注がなくとも、年間を通した場合、夏以降に計画をされている施主の方々もいらっしゃるということで、これからの発注の見通しがある業者があったと、そういうこともありまして該当させなかったという状況もございました。先ほど町長答弁にもございましたが、先週の6月1日に酒田飽海建設総合組合から要望書の提出がございました。組合の中でも、特に一人親方の場合、受注のキャンセルなどで事業継続が困難になりつつあるという情報をいただきましたので、こういうような状況ということもあれば該当させなければいけないなということで、今回検討させていただいております。なお、公共工事等、やはり一定額以上受注されている業者さんもございますので、その辺は金額を設定させていただいて除外をさせていただき、それ以外の一人親方の施主の皆さん方は、要項を改正しながら今後対応してまいりたいと思っております。

議長(土門治明君) 1番、本間知広議員。

1番(本間知広君) 一人親方の部分での対応というお話でありましたけれども、具体的に、では今第2次が、6月の受付が30日までになっているはずなのですからけれども、それを対象を広げるというお話でありますと、

期間的にも少し厳しいのかなとか、いろいろちょっと疑問が出てくるのですが、そこら辺の期間ですとか受付、例えば周知の予定ですとか、そういったところ、もし具体的に分かれれば教えていただきたいと思います。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今現在予算化されている部分については、建設業さんのほう除いておりましたので、それらも含めまして今後臨時会等に対応するという事になれば、それなりに7月の広報でありますとか、お知らせ号などで周知をしながら、それなりの周知期間を設けまして、申請の期間も延長させていただくというような方向で考えております。

議長(土門治明君) 1番、本間知広議員。

1番(本間知広君) やはりそういったこともきちんと早く、正確に、誤解がないように周知をしないと、またどこかにひずみが出ては、せっかくやる意味もないのかなというふうに思いましたので、改めてちょっと確認させていただいた次第であります。よろしくお願いします。

なぜこういうことを聞いたかといいますと、今後切れ目のないというか、対策をしていく中で、1次をやりました、2次をやりました、その結果をやっぱりきちんと踏まえながらよりよい対策にしていかなければならないのではないかなというふうな思いがございましたので、振り返る意味でちょっと確認方質問させていただいた次第です。よろしくお願いいたします。

ちょっと質問を替えますけれども、今後対策をしていく中で、どういう経済状況になっているのかちょっと分からないのですが、現に4月、5月については休業要請というようなものがあつたりまして、要は仕事を休んでくれというようなことが実際にあつたわけありますので、ちょっと役場の話で恐縮なのですが、今年から会計年度任用職員、そういった方のいわゆる学校関係というか、そういった施設関係になると思うのですが、休業をした中で、ちょっと確認の上で、雇用状況といいますか、把握している範囲で構いませんので、ちょっと教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) 学校に勤務しております会計年度任用職員につきましてお答えいたします。

学校に勤務しております会計年度任用職員につきましては、全ての職種におきまして年間の勤務日数の上限が決まっております。その日数を4月の当初に1年分、この日を勤務日としますということで学校のほうから報告をいただいております。その中で4月、5月勤務を予定しておつたわけなのですが、ご案内のとおり、学校の臨時休業によりまして勤務を必要としない日数が出てきております。その業務に影響、日数に影響があつた部分につきましては、大幅な見直しを強いられておりました。当初勤務を予定していなかつた夏休み、夏季休業期間等に振り替えを行ったところでありまして、年間の全体的な勤務日数につきましては減少することのないよう調整いたしております。つまり夏休み期間も当初予定を短縮しまして授業を行つて、給食も提供すると、こういうことでございます。この日数については、各学校のカリキュラムの状況ありますので、統一した日数ではございませんけれども、学校によって違つと。例年であれば、勤務日数が極端に少なくなる月、8月があるわけなのですが、そういう場合は副業の申出、アルバイトの申出をいただければ、内容を考慮してその許可を行つております。今回も4月は丸1か月お休みになつたような状況でもありましたの

で、なかなかアルバイト先も少なかったとは思いますが、副業の申請をいただいて、許可を出したという例もございました。なお、各学校合わせまして、小中合わせまして13名おります特別支援教育支援員につきましては、先ほど健康福祉課長から答弁ありました放課後児童クラブの協力要請もございまして、延べ日数で50日間派遣しております。この分につきましては、年間の定められた勤務日数のほか、別枠で勤務をしていただいておりますので、少しは収入の増加につながったのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

議長(土門治明君) 1番、本間知広議員。

1番(本間知広君) ありがとうございます。ちょっとこれ町外というか、ちょっと遠いところの方のお話なのですが、やはり同じように学校関係がちょっとお休みになって、給食絡みの方だったのですけれども、いつまで休まなければならないのか分からないと。その当時ですね。そのときの状況をちょっと思うと、そういったやっぱりある意味不安があったわけなのです。今、さっきもちょっとお話ししましたけれども、緩和になって、だんだん始まって、動き出してみたいな状況になれば何となく先も見えてくる部分もあるのですが、何せやっぱりそのときのことを考えれば、本当いつ学校が始まるのかと、感染状況が落ち着かなくてと、拡大が続いてというふうな状況でありまして、本当に不安な思いをしたということもありましたので、ちょっとお聞きをさせていただいた次第でございます。

ちょっと話戻りますけれども、やはり雇用、これからどういった経済状況、社会状況になっていくのか、本当返す返すで恐縮ですが、ちょっと予測ができない中で雇用を守っていくことがこれからやっぱり重要、どうやってやっていくかというのが重要になってくるかと思うのですが、国のほうでは雇用調整助成金、これ6月の30日までの政策なのですけれども、休業等に適用しているわけでありまして、1人当たりの単価が上がったりですとか、ちょっと制度の内容も変わったりもしているのですが、やはり先ほど来申し上げますとおり長くなると、とにかくこういう状況が長くなるのだということを感じながら、製造業、今回第2弾において製造業に対しまして1人当たり5万円というような助成も行っておりまして、そのほかといいますか、これからその従業員、雇用というものに係る助成としての、いわゆる先ほど申し上げました雇用を守るというような観点から、その他の業種の雇用対策といえますか、そういったものをもしお考えあれば教えていただければというふうに思います。お願いします。

議長(土門治明君) 佐藤産業課長。

産業課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

ちょっと回答になるかどうか分からないところもございまして、現在、ハローワーク等からの情報によりますと、コロナ関連の雇い止めや解雇等の情報はないと伺っておりますが、今後どこまで地域経済が持ち直すか、それが雇用の鍵になってこようかとは思っております。そういう意味では、現在国で審議をしております2次補正の中の地方創生臨時交付金2兆円、これについてでありますけれども、家賃支援を含む事業継続や雇用維持などへ1兆円と、あと新しい生活様式などへの対応のために1兆円が盛り込まれていると聞いております。町としても、直接の事業者への支援に係る助成金の交付については第2次の補正要項の改正等にとどめさせていただいて、今後は新生活様式の店舗等への改修について支援できるか検討を現在始めております。山形県でも同様の政策を検討しているようでありますので、リフォーム支援の事業者版として、補助額や限度額等について今後精査をしていきたいと思っております。

以上です。

議 長(土門治明君) 1番、本間知広議員。

1 番(本間知広君) 今現在の状況で雇用の対策を具体的にということはないのかなというふうに受け止めておりますけれども、今後やはりそういった問題が出てこないとも限りませんので、しっかりアンテナを張りつつ、必要な対策なり打てるような状態にしておいていただければなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

遊佐町、町内においてはまだ大きな廃業ですとか、そういった事例は出ていないわけでありましてけれども、近場でいえば湯野浜ですとか、そういったところでもおやめになられているところもちろほら出てきております。やはり自分としてもそういったことがないようにするにはどうしたらいいのかということも今後も考えていかなければならないのかなという思いでおりますので、最後ですけれども、そういった思いがもしあればお聞きをして、私の質問は終わりたいと思います。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) やっぱり我が町の雇用をどうやって維持していくかというときに、今回のコロナウイルス関連でいけば、一番傷んでいるのがまさに観光宿泊関連が一番傷んでいるのだと思っています。観光宿泊関連、観光団体とか、ガイド協会とか、それから旅行業とか見ると、本当にまずは長い間持ちこたえてほしいなと思うのですが、今、総合交流促進施設株式会社等にも第2次には入れておりません。どうしたらその観光というのをインバウンドで内需を喚起しながら、そしてやっぱり町内の皆さんから活用いただきながら活性化するという形で、ちょうど私は特別給付金が5月29日に87%以上に届くという日を前に、総合交流促進施設株式会社の社長ここにいますけれども、社長にとにかく特別給付金って10万円ずつみんな入るのだし、それから緊急事態解除で県外と交流ができるようになるのだから、謝恩の営業をしていただくようお願いをしたところであります。全てが行政で全部丸抱えで支えるということは多分できないのだと思います。やっぱり営業で足で稼いで、そしてやっぱりその会社のために社員から頑張ってもらおうということも一番、第一歩だと思っておりますので、ちょうど議長のところ営業に行ったら、議長が早速その週にご家族で宿泊をしていただいたというお話もいただいて、大変議員としての模範を示していただいたのだなという、感謝をしていますが、議員各位にもどうかひとつ町内、何も総合交流に限りません。町内の飲食業等でしっかりとやっぱり、10万円入ったわけですから、多少は使っていただくように、この場をお借りしましてお願いをしたいと思ひます。それが雇用につながるものだと思いますし、観光宿泊関連については、なかなか支援のスキームがまだ私自身も雲をつかむような状況で、かなり検討しているのですが、ほかであまりやっていないものですから、目標、具体的なことがまだ示されておられません。製造業、いわゆる従業員を抱えている事業所等には5万円という根拠は、実は役場の職員の平均給与もらっている方の1か月のいわゆる共済金幾ら払っているかと聞いたら、ほほ5万円ぐらいでした。民間ではそこまでいかないのでしょうかけれども、4、5、6と見れば3か月分の3分の1を、事業主負担で従業員のために支払っている分の3分の1を3か月分やれば5万円になるのかなという形で5万円という形に踏み切らせていただきました。

大変ありがたいことは、遊佐町が本社なのは200万円最高なのですけれども、町外は100万円が上限であります。そういう給付金の申請いただいたところからは逆に、これはめでたい、いいお話ですから、企業名紹介させていただきますが、大阪有機さんからは100万円交付したら100万円を町に寄附するという、逆に

そういうふうな激励もいただいているということ。やっぱり企業の皆さんの厚意に本当にありがたいなと思うところでありますし、また菅原冷蔵さんもしっかり、うちで持っている消毒液寄附しましょうよという形。竹本産業からはマスクと現金とか、そんな町内の企業からいろんな形で支援していただけるというのは、大変企業の皆さんの申入れに感謝申し上げます。それどこかの2番目に5万円と今日新聞に出ていましたけれども、どこかのまねをしてやるのは非常に簡単なのですけれども、それをやる前からどうやればいいのかと考えてスタートするというのはなかなか、説得力とか共通理解という点では難しいと思いますが、遊佐町ではその辺はやっぱり独自に、先に見える視点でやっぱり雇用の維持には、これから観光業、宿泊業、まだまだきついと思います。1年とすれば。ということは、総合交流促進施設はもう持続化給付金もいただきながら、ある程度民間からの借金もするという事になっているそうです。やっぱりなかなか借入れだけではきついということ、トータルで身を削る思いしながら事業所としてやっぱり雇いをしっかり守っていくように町としても支援したいと思っておりますけれども、議員各位のお力添えも賜りたいと思っています。

以上であります。

議長(土門治明君) これにて1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、栄橋、スポーツ広場のトイレと事務所の解体ということにつきましてお伺いいたします。町づくりを進めるに当たっては、できる限り町内の景観を保つことは必要なことであると考えます。この景観について町長の見解がどのようなものなのかを伺いたしたいと思います。そして、老朽化して現時点で何の役にも立たず、無用の長物になったようなものは解体、撤去するのが私は最も妥当な方策ではないかと、このように考えます。

白木の栄橋は現在通行止めとなっていて、白木側と宮海側の両方に通行止めの看板が立てられ、進入禁止で渡ることができなくなっております。橋の途中に段差があって危険な橋のために通行止めになっているわけですが、実質的に現状の栄橋は要らない橋となっております。何の意味もないがらくた、産業廃棄物とみなせるものであります。栄橋が通行止めになってから何年になりますか。橋が通行止めになると、その橋は通行止めの期間全く何にもならないし、何かに役立てることもできません。栄橋が将来新たに建設されてもされなくても、現状の栄橋は100%産業廃棄物にすぎないだけでなく、景観を害する有害な産廃であります。住宅でいえば危険空き家のようなもので、解体して当たり前の橋となっております。このようなわけで、栄橋を早期に解体、撤去するべきでありましょうが、町の方針を伺います。

比子下モ山にあるスポーツ広場は、現状荒地であります。かつてはソフトボールやゲートボールが行われて、それなりに人が集まって利用されていた時代もありましたが、使用しなくなってから何年になりますか。今となっては昔の影を慕うしかない状況であります。町として何らかの活用方法はないのでしょうか。前回の3月定例会でスポーツ広場について質問しましたが、面積は1.2ヘクタールあるということだったので、ほぼ100メートル、120メートルの長方形で、小学校のグラウンドくらいの面積はあるし、ここを何もしないで放置しておくのは土地の有効利用と全く相入れないものであると考えます。スポーツ広場を何らかの形で再開発するような姿勢で検討すべきであろうと考えますが、町長の見解はどのようなものでしょうか。利活用しなくても、入り口付近にトイレと事務所がありますが、どちらも無用の長物、または産業廃棄物になって久しいも

のであります。トイレと事務所はいつ造られたものですか。このような粗大ごみと等しいものは解体、撤去するのが常識的な対応でありましょうが、これまで解体、撤去しなかったのはいかなる理由なのでしょう。物がそれほど大きくないので、解体するにしても費用はそれほどでもないと考えられます。ぜひ解体すべきであります。

比子下モ山の信号機のところには、ここはすぐスポーツ広場の隣のような場所なのですけれども、かつて横断歩道橋がありました。さびだらけとなって老朽化が激しく、ほぼ2年ほど前に解体されました。横断歩道橋は国交省の管轄だったようですが、老朽化して渡る人がいなくなり、用済みとなって撤去したということです。横断歩道橋と同様にスポーツ広場にあるトイレと事務所も解体して景観をよくするのは最低限度の対応ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3月定例会でスポーツ広場を花公園に改造できないかという話をしましたが、花公園でなくても有効利用ができればそれでよいわけで、何らかの活用方法を検討する必要があるのではないかと考えます。その場合、入り口に産業廃棄物にすぎないトイレと事務所は要らないわけで、撤去するのは当たり前であるし、国道沿いのあのさまの悪い景観を改善しなければならないのです。

次に、給食費の半額助成について伺います。新型コロナウイルスの蔓延によって倒産したり、倒産しなくても売上げが極端に少なくなったりで、経済活動に数々の障害が生じております。経営者にとっては売上げが上がらずに大変だということと、従業員にしてみれば解雇や一時休業、レイオフになったりで給料が下がって生活が厳しいといったことが数多く起こっております。このような事情で労働者はコロナ以前より生活が一段と大変になっており、子供の教育費を捻出するのが以前より大変なようであります。日本国民1人につき10万円の定額給付金の支払いはもちろん生活支援であります。この金を食料費に充てる人が多いと聞いております。国を挙げて生活支援をやっているわけで、それなら給付金でなくても、小中学校の給食費を全額でなくても半額くらい町役場が支払うのも児童生徒のいる家庭への支援策であると考えますが、いかがですか。

給食費の値上げについては、日本共産党の佐藤光保議員が3月定例会で、小学校が1食250円を10円値上げして260円に、中学校が1食290円を20円値上げして310円にするという町の案に絶対反対という意見でありました。値上げしなければ現状の単価でもよいというような考えのようでもありました。給食費の値上げで家計を圧迫すべきでないという点では、私は佐藤議員を見習っているのですが、しかし材料代が値上がりするのならやむを得ないことかもしれないし、10円と20円の値上げをしないばかりに給食がまずくなると、せつかくの給食が台なしになるかもしれないのです。要するに10円や20円でまずい給食を食わされると。これでは何にもならないでしょうということも考えられます。値上げは決まったことなので、実際には給食がまずくなることはないこととなります。味が保証される代わりに家計の支払いが増えるのが現状であります。家計は圧迫されたままで、そこで私が考えるのは給食費に対する町の助成であります。ただ単に給食に補助金を出すのではなく、コロナウイルスによる数々の経済の落ち込みを勘案した上で、一応令和2年度末までの例えば時限立法で小中学校共に半額助成を実施すべきではないかと考えます。おおよそ年度末くらいまでがコロナウイルス騒動の終息期ではないかと推測される面もあるからであります。現状の経済的困難の時期では、小中学校の給食費の支援は、古典的なものではありませんけれども、重要な支援であると考えますが、町長の見解はどのようなものでしょうか。

給食費を全額町が負担して保護者負担がない場合、あくまでも仮定の話ではありますが、小学校2,782万円、

中学校1,767万円、合計で4,549万円となります。半額助成だと2,275万円。平成31年度、山形県における学校給食費に対する助成の状況は、県内35市町村のうち、何らかの助成をしているのは14で、ちょうど40%であります。全額助成は、これは鮭川村だけですが、半額助成は寒河江市、西川町、尾花沢市の3つであります。コロナウイルス対策の経済支援として、この際は給食費補助を実行すべきではないかと考えます。これまでの常識にとらわれない幅広い支援が必要であります。

これで壇上の質問を終わります。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) 一般質問第1日目の最終の質問者であります、11番、斎藤弥志夫議員に答弁をさせていただきます。

景観に配慮した行政を目指すのではないかと問われましたが、残念ながら我が町では景観条例についてはまだ町で議会で議決をされておりませんので、景観できる限り守ろうと思っておりますが、栄橋のほうよりは、できれば臂曲の岩石採取のほうを優先して守っていきたいものだと私自身は考えているところでありますので、斎藤議員がどう考えるかは、それは議員の考え方に委ねるところであります。

さて、栄橋とスポーツ広場のトイレと事務所の解体という意見でありました。初めて実は地元の議員から撤去せよとか解体せよとかという提言をいただいたと思って、うれしく思っています。

遊佐町におきましては、道路の安全、安心を確保し、維持管理費の縮減を図るため、これまでの傷んでから直す対症療法的な修繕から、傷みの小さいうちから計画的に直す予防保全的な修繕へ移行することでコスト縮減を図り、1橋1橋に対して最適な維持管理方針を設定し、予算の平準化を図ることを目的として、平成25年3月に橋梁長寿命化計画を作成いたしております。計画策定時には125橋の橋を管理しておりましたが、これまで小規模な床板橋梁についてはボックスカルバートへ構造変更し整備を行ってきたことから、令和2年4月現在、管理橋梁数は117橋となっております。昨年には6年かけて実施してきた西浜橋の補修工事が完成し、続いて広畑橋の架け替え工事や丸子橋の補修工事に着手しております。また、今年度は尻引橋の補修工事のための補修設計を実施することとしております。

ご質問いただきました白木地内の日向川に架かる栄橋については、平成24年度に実施した橋梁長寿命化計画策定時に木橋部の桁、支承部に劣化が見つかったことから、平成24年の10月より全面通行止めをしております。栄橋につきましては、橋の長さが125メートルもの長スパン橋であることから、撤去にかかる費用も多額であり、その撤去費用はおよそ1億6,000万円と試算しております。本当に地元議員から初めて解体すべしとの提案も受け止めて、町の財政状況を踏まえ、できる限り早期に解体を進めてまいりたいと考えております。

次に、遊佐町民スポーツ広場についてであります。昭和54年に整備され、野球、ソフトボールなどを行う町の社会体育施設として利用されてきました。その後新たにサン・スポーツランド遊佐が整備されたこともあり、現在では、野球で利用する場合はサン・スポーツランド遊佐、ソフトボールで使用する場合は町民スポーツ広場と、使用目的により分けられることが多い状況にあります。また、町民スポーツ広場の名称は、条例改正により、国道を挟んで、かつてスポーツ広場と言われた部分が西コート、野球場と呼ばれていた部分が東コートという名称となっており、議員ご指摘の箇所は海寄りである西コート入り口付近にあるトイレと事務所についてのことと推察いたします。

ここ数年、町民スポーツ広場の利用状況を見ますと、ソフトボールで使用する場合でも東コートのみでの利用で十分対応できているということもあり、西コートの一般利用申請は全くない状況であります。一方、西コートについては、気象観測用地としての気象観測設備の設置や日沿道の東北自動車道工事に伴う土砂の仮置きなど、行政財産の目的外使用を許可した経緯もありますが、今後の活用方針についてはいまだ検討課題の残る箇所であります。

ご指摘のように、町民スポーツ広場西コートのトイレ及び事務所については、経年による劣化が大分進んでおり、有効な利用も見込めない状況にあります。危険度や景観上、解体、撤去を緊急に行わなければならない理由も地元から示されておりませんので、今後の予算の優先度を見据えた上で、ただいまの地元の議員からの解体、撤去の意見も参考にしながら、地元との協議を進めたいと、このように考えております。

第2問目でありました給食費の半額助成ということでありました。学校給食につきましては、このたびの新型コロナウイルス対策の関係で学校の休校が続いたことにより、給食自体が提供できない状況にございましたが、遊佐町としては5月11日から学校再開とともに給食も提供することができております。今後は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況にもよりますが、授業日数が足りない分につきましては夏休みを一部返上して授業を行うこととなっており、授業がある日には学校給食も提供することとなっていると伺っています。

給食費の半額助成についてのご提案ですが、これは義務教育のお子さんを持つ世帯に対する支援でありまして、子育て世帯全般への支援と比較すれば極めて限定的であり、今回の新型コロナウイルスの影響に対する支援策として、その財源も含め、先ほど1番議員への答弁の子育て世帯全般、ゼロ歳から18歳までの全体への町として単独の3万円の支援という形のほうが他の施策の優先順位から見てもいいのではないかと私は思っております。

緊急性のある支援を必要とする世帯につきましては、先ほどの教育委員会での答弁でも、要保護、準要保護、それからそれらに類する形の大幅な減収等については、就学援助制度の適用開始日を申請日ではなくて影響があったと認められる時期に遡ることとしており、先月末に学校を通して保護者宛てに通知をしておりますが、いまだに申込みがないと先ほど答弁をいただいたところであります。

なお、就学援助により支給となる対象費目といたしましては、給食費のほか、学用品費、新入学用品費、修学旅行費、校外活動費、体育実技用具費などとなっており、学校集金の滞納がある場合は、保護者の了承を得てこれら滞納分に充当されますので、まずは学校のほうに相談いただくようお願いしております。

先ほど1番議員にゼロ歳から18歳までの子供の保護者に1人当たり3万円を支給する、1人当たり3万円です。支給するということになりますと、実は1か月5,000円の食費から見れば、掛ける半年分で、5,000円掛ける6で3万円の支援は既にこの政策によって行っているということをご了解いただければ、決して給食補助にこだわる必要のないものと。そして、常識にとらわれる必要もないものと。緊急にコロナ対策に対してしっかりと、そして実は独り親家庭等の応援についても臨時会で提案させていただくということでご理解をお願いしたいと思っております。

以上であります。

議長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 今、東コート、西コートという呼び方になっているようですけれども、私が言っているの

はもちろん西コートの方であります。今のところ景観条例が町にはないのだというふうなことでして、やっぱりこの点はちょっと時代遅れになっているのではないかなと思います、実際。景観条例がないから、ではあのがらくたのようなものをいつまでもそのままにしておいても構わないのだというふうなことにはならないのではないかと私は考えます。反面、今町長も言っていたように山の岩石採取のああいう問題もあるわけだけれども、あれなんかはもう景観がこれでは大変だ、大変だとみんなが言うわけです。こっちから見るとざまが悪くなって大変だと、あれより取られたらどうするのだというふうなことになっているわけなので。しかし、景観というのは、あの岩石のところの景観の話ではもちろんないわけなので、白木にもあんなざまの悪い橋も実際あるし、あそこ南から来て、あの橋は何だと、大体の人はそう思うのです、多分。あの橋は何だと。あれをもう何十年もあのままにしておくというふうなことは、あれ見れば、あの橋が例えば酒田市と遊佐町と半分ずつの所有であるというふうなことでもあるならば、これは両方の了解でも得ない限り解体も無理なのではないかということも考えられますけれども、遊佐町だけの構造物になっているということであるわけですから、あれをあのままにしておくということは、遊佐町の、この町の景観に対する意識とか、その辺のレベルがやっぱり疑われるのではないかと私は考えます。その意味で、今現在全く何の役にも立っていないわけです。今現在は、全く何にも役にも立っていないです。そういう意味からいって、解体するならばという段取りでやっていただいたほうがよいのではないかと私は考えます。

それと、西コートのトイレと事務所、あれも私も実際見に行きました、もちろん。あの事務所の屋根なんかさびついて、何かこんな凸凹の鋼板のようなものが屋根に上がっているのですけれども、さびだらけで穴が空いています、いっぱい。何であれをあのままにしておく必要があるのかということになります。トイレももちろん全然使われていないです。全部閉められて。もちろん。あんなものを、しかも国道のすぐ脇にあるのです。あのものですよ。全く。そして、あそこに比子下モ山の横断歩道橋があったのです。あれ2年くらい前だと思うのですけれども、あれ撤去されました。さびだらけで大変で、実際誰も渡る人がいないのだと。当時私も比子下モ山の区長なんかと顔見知りだったので、そんな話も直接聞いています。もう危ないだけだと、だから撤去するのだと、そういうことで当時の区長がかなり頑張っていました、それは。私も話実際聞いているので。だから、横断歩道橋とは違うわけだけれども、すぐ脇にあるのです、見れば分かるとおり。あんなものでも景観条例でもあれば私すぐ引っかかる代物ではないかと思うのですけれども、あれだって、この辺でいえば、めぐさいわけ。この辺の言葉で言えば。国交省でやっていくのはいいけれども、そういう要らない事情があるからこそやったわけでしょう。ただやったわけじゃなくて。だから、国交省が横断歩道橋を撤去した、ではトイレと事務所、町なら町が撤去すると、これでいいのではないですか。どっちも要らないものなわけだから。しかも、道路のすぐそばにあるのです、あれが。あんなものをいつまでもそのままにしておくつもりなのか、本当に。その辺もう少し常識的な対応していただきたいのです。

それから、既にとっくの昔に撤去されたトイレとしまして、宮山坂公園、あそこ沼のようなところがあって、周りに桜が咲いていて、あそこトイレありましたね、たしか。あのトイレも撤去されました。ためのようなトイレです。私も前あそこにちょっと桜見に行って、トイレ使ったことがありますけれども、ウジ虫がいっぱい湧いていました。そんなトイレでした。だから、あそこもう撤去されてなくなっています。それから、これも大分前になりますけれども、三崎山の公園、三崎公園、あそこにも左側にトイレあったのです。あれもとっくの昔に撤去されました。まさにためのようなトイレがあったのです。とっくの昔に撤去されました、あれも。あんなものも何にも

ならないから撤去したわけです。今の西コートのトイレ、事務所、何にもならないです。全く。もう害になるだけなのです。宮山坂とか三崎公園のトイレと何が違うのか、これ説明していただけませんか。

議 長(土門治明君) 畠中地域生活課長。

地域生活課長(畠中良一君) では、まず初めに栄橋の撤去ということでご質問いただきました。私のほうから栄橋の関係についてご答弁申し上げたいと思います。

まず初めに、栄橋の諸元についてご説明させていただきたいと思います。橋梁延長につきましては125.4メートルで、うち木橋部が71.3メートルの10径間、そしてコンクリート橋につきましては54.1メートル、2径間の混合橋になってございます。幅員につきましては、有効幅員3メートル、全幅で4メートルの橋になってございます。また、架設年につきましては、木橋部は昭和31年、コンクリート部につきましては昭和51年竣工という形になってございます。コンクリート部につきましては、昭和50年の洪水によりまして木橋部分の約半分が流失したため、一部コンクリート等に架け替えられてございます。

栄橋につきましては、平成24年度に実施いたしました橋梁長寿命化計画策定時に木橋部の桁、支承部に劣化が見つかったことから、先ほどの町長答弁にもありましたとおり、この年の10月の19日から全面通行止めを行ってございます。

橋を修繕する場合、幹線道路に架かる橋や交通量の多い橋が優先になってきます。また、費用対効果も重要な検証事項になってくるのかなというふうに思います。平成28年度には2回目の橋梁点検を実施しておりますが、JRをまたぐ橋や幹線道路に架かる橋など、早急に修繕をする必要がある橋が発生している状況にございます。これまで、栄橋につきましては、地元の白木集落とも話し合いを持ち、架け替えのご要望等もいただきましたけれども、集落内の道路についても課題があるというふうに伺ってございます。優先課題を整理いたしまして、まずは危険な状況にある栄橋を撤去するというところで平成30年の8月の説明会の場で地元集落からもご了解をいただいたところでございます。なお、撤去に当たっての計画でございますけれども、議員もご確認されていると思いますけれども、振興計画におきまして令和3年度、来年になりますけれども、来年度から取壊しのための調査設計に着手いたします。その後、引き続き撤去工事に取りかかるという計画になってございます。

以上でございます。

議 長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) 西コートのトイレと事務所について申し上げます。

これまで、ご指摘の建物につきましては、隣接する建物とか通行者への危険を及ぼすとか、またはトイレ悪臭等で近隣の集落の皆さんから苦情があったということもございませんでしたので、これまで優先順位からするとそんなに高いものではないという認識で放置してまいりました。今ご指摘をいただきまして、撤去費用どのくらいかかるのかを調べまして、振興計画に上げるべきかどうかを検討していきたいというふうに考えております。

議 長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 栄橋については、撤去するような形で段取りを進め始めているということのようです。ぜひそういう形でやっていただきたいということです。

それから、比子下モ山の西コートのトイレ、事務所も優先順位が低かったと、ずっと、だから放置してきたとい

うことのですけれども、国道沿いにすぐあって、あれだけざまが悪くなくてもそのままほったらかしにしてきたということなわけです。そういう優先順位が低いからそのままにしてきたということであれば、宮山坂のあのトイレなんか山の中のトイレなわけだ。あれも解体したではないですか。それから、三崎公園のもあれも、あれは国道のすぐそばといえばそばにあるのですけれども、あれも解体したわけです。ほとんど同じ類いのものですよね、普通に考えてみれば。そのように私は考えるのですけれども、どのように考えられますか。

議長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) お答えいたします。

観光地のトイレということで、不特定多数の方が自由に出入りできる場所でありますので、そういったところと、西コートの許可を受けた者でなければ立入りできないトイレとは異なるのかなというふうに考えております。

議長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) では、見かけがどんなにざまが悪くなくても、これからあのままにしておけばもっとぼろぼろになるわけです。これからもう10年も20年も放置しておいても構わないという考えですか。

議長(土門治明君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋善之君) 先ほども申し上げましたとおり、まず解体費用どのぐらいかかるのかを調べまして、あとは財政との協議になろうかと思っておりますので、そういうことでご容赦いただきたいと思っております。

議長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 景観というものは、町長、私は非常に大切なものだと思います。インバウンドにしたって、みんなすばらしい観光地に来るわけです、普通は。大体そうですよね。特にあちらから来る場合なんかそうなのです。これ、あんなものをほったらかししておくようなところに誰がインバウンドで来るのですか。もっともこの辺にはそもそもインバウンドで来るあちらの人は少ないのですけれども、私は来ないと思います。がらくた見に来たってしょうがないわけですから。要らないものは片づけると。片づけるだけなのです。そこをきちっと対応していただきたいと、このように思いますので。はい、どうぞ。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) 斎藤議員がこれまで何もしないで放置してきたという発言がありましたけれども、決して町としては何もしないで放置してきたわけではないのだということを多分知らないのしょうから、ご紹介したいと思います。

実は比子下モ山のあの入り口を、いわゆるソフトボール場、今の野球場のところの信号を真っすぐあそこを延ばして、そしてあそこの民間の人の土地を使ってあそこを十字路にして、比子下モ山集落のいわゆる夏の間の非常に混雑するときの十字路の信号を活用した道路にしたいという計画が地元からの要望かつてありました。そして、実は地域生活課では絵を描いて、そして実は地元の地権者の土地を譲ってもらわなければならないということがありましたので、交渉をさせていただきました。ただ、地権者からの了解がもらえませんでしたので、土地を購入することができなくなりまして、いわゆるそれからそこを何もしなかったということになります。あそこに道路が通っていれば、完全に建物とかトイレが障害物となっていましたので、地権者の本当のごく一部のために、地域のためにという理解がなかなか得られませんでしたので、今のような状況になったということをご理解をお願いしたいと思っています。

議 長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 景観条例は今のところ町にはないということですので、この条例もできるだけ私は制定したほうがよいのではないかと……

(「議会発議でもらって」の声あり)

11番(斎藤弥志夫君) 議会発議で。発議できるように努力します。分かりました。

解体につきましてはこのくらいで終了いたしますけれども、次に私、給食費ということで、半額助成というふうなことで、そもそもこの話については、私個人としては、佐藤光保議員が給食費の値上げに反対だ、反対だという話だったので、その延長線上にあるような話です、正直言えば。そうではあるのですけれども、今の状況から考えると、やはりある程度ピンポイントの支援策としては私は効果的なのではないかと考えていますので、あえてこういう話をしているということでございます。

先ほど私、初めに読んだことは読んだのですけれども、やっぱり全額補助というのもやっているところは鮭川村だけであります。県内で。鮭川村だけ。それから、半額が、先ほども言いましたけれども、寒河江と西川町と尾花沢。これ本当に半額やっております。あとほかはかなり限定されたものであります。1食について30円とか、そのくらいの、25円とか、補助金10円もありますし、そのような補助の程度といいますか、そのようなことも実際はやっております。ですが、35市町村のうち14やっているのです、実際。これ40%に当たります。県内の市町村で何らかの補助を給食に対してやっているということが約4割ありますので、これはもう普通の何にもしていないという、しなくてもいいのだというような状況ではもはやないと私は考えます。

それで、何で私が給食費、給食費と言うかといいますと、労働者の賃金も今大変な状況になっているのではないかと推察されるのです。この人たちは子育て世代です、大体の方が。そうなると、教育費かかるわけです。先ほど給食費の補助は、教育費の支援がある程度広範囲に行われているのだから、その一部だというふうな考えがあるようすけれども、これは私は、今実際県内の4割が補助をしていると、何らかの補助をしているということから考えれば、給食費は給食費で独自の支援の対象になっているのです。独自の支援の対象になっています。ほかの何らかの支援をしているから、その中に給食関係の支援も含まれているから、給食関係の支援はこれとってする必要がないみたいな、こういう考えにはなっていないです、普通は。給食は給食で独自の支援となっています。この点を踏まえて私は発言しているつもりなのですけれども、ここをもうちょっと考えていただいて、給食は給食でやはり独自なものであるという考え方を取ってもらっても私はある程度構わないのではないかと思いますので、この辺いかがでしょうか。

議 長(土門治明君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 小学校、中学校というと6歳から15歳までなわけです。遊佐町ではゼロ歳から18歳までを、全世帯の全ての子供、特に遊佐高にきている、酒田からきている子供もいる、県外からきている子供もいる、それら等も含めて子育て支援の給付金を出そうという形ですから、もっともっと手厚いわけです。小学校というのは6歳から15歳、中学校卒業するまで。だけれども、ゼロ歳から6歳まで保育園行っている子もいるわけです。それから、高校生だってやっぱりお弁当持っていくわけです。それら子育てという形でいくと、全ての世代に平等に均等に今コロナで3万円を応援しようという施策のほうが、給食費だけの限定よりもずっと手厚い支援だと思いませんか。私は、そっちのほうがずっと充実している施策だと思っているので、それにこだわる必要はないのではないかと。半額というのは3万円でしょう、5,000円の。ということは、既にこの

施策で半年分の応援はするわけです。1人当たり。プラス独り親家庭もしっかり新たに支援しますという形を宣言しているわけです。それも3万円です。そんな形でやれば、そっちのほうがずっとずっと全ての世代、全ての子供に支援するという施策をやったほうが平等性という点、それで限定しないでやれるという形のほうがずっと、手厚い施策をやろうとしている中で、あえて限定的な施策をなさいよという提案するほうが、私はどちらが町民にとっていいのかも一遍確認をしてほしいと思っています。

議長(土門治明君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) なるほど、町長の考えもすばらしいなと改めて思いました。ごもっともな話だと思います。ですが、根本的に町長の支援策というのは今のこのコロナ騒ぎが原因となって出てきたものなのです。どっちかといえば、それとは、コロナ騒ぎがあってもなくても、給食は給食で、やはりそれはそれで、親の子育て世代にしてみればかなりの支払いになるから、それはそれで支援していきましょと、こういう思想もやっぱりあるわけなのです。それでもって、大なり小なり、いろいろ程度はあるのですけれども、県内では約4割の市町村が給食そのものについて補助金を出していると、こういうことなのです。ですから、どっちかが一方的に全く正しくて、どっちかが一方的に全く駄目なのだと、こういう話ではないだろうと私は思います。ですが、さすが、3万円ずつ出してくだされば、給食費はそれは確かにカバーできます。ですが、1人大体何か4万幾らくらい年間かかるので、3万円だとしたってかなりの額がなくなってしまいますよね。そういうこともあるので、私は教育費の一部として考えて給食費というのはほかの4割の市町村は出してきたのではないかなという思想があったものですから、こういう話をしてきたということであります。町長の支援策もそれはもっともだと、このように思います。ですが、とにかくコロナ関係はもう生活支援にあふれています、実際。実際生活支援だらけなのです。学生に対する、学生だけ支援しているところもあります。例えば新庄の場合なんか、新庄出身の大学生に無条件で、誰にでも2万円出すと、これもやっています。新庄の場合はこれです。先ほど町長おっしゃった労働者1人へ5万円ずつ、直接労働者5万円ずつ払うと。これ酒田市です。酒田市で今提案として出していますので、遊佐が先行しています。それは十分分かりますので。あっちこっちもうこの類いのものいっぱいあります。それから、プレミアムが、従来ですと2割のプレミアムが普通だったのが、例えば高畠は4割になったとか、鶴岡は5割だとか、金山町が3割だとか、こんなのがざらに出てきて、もう2割のプレミアムはプレミアムでないというような、こんな状況にもなっているようなので、それなりに盛りだくさんにしないと皆さんなかなかいい感度にならないというふうなことにもなっているのです、その辺を、幾らでもあるのですけれども、補助金の例というのは、その辺も重々考えていただいて、今後の生活支援に当たっていただきたいなと思います。給食費もその類いの話なので、私としては間違っていないなと思って話をしていたのですけれども、その辺も3万円で十分分かりますけれども、一応ご理解いただければありがたいなと思います。町長から一言あればいただいて、これで私の一般質問終わります。

議長(土門治明君) 時田町長。

町長(時田博機君) プレミアム振興券という形で、新聞紙上では、あの町は何十%だとか、この町は何十%だよと、サービス合戦という状況に近づいておりますが、実は消費税が10%になってしまっているということを考えると、20%のプレミアムではやっぱりなかなか、実際は10%しかないのでしょうか、大変なのかなという思いです。実は秋田県では、宿泊については5,000円券を2,500円で40万枚、いわゆる20億円を秋田県内で使えるように発行していますし、実は飲食に関しては1,000円の券を700円で買えるようにして、

53億円の財政出動をいたしております。秋田県すごいなど。なかなか山形県がそういう具体的な明示してもらえないところがあるので。やっぱり佐竹知事しっかりと財政出動しながら地域守るという発想、かなり秋田県は実は観光業、ホテルとかが事業閉鎖とか、あと倒産とかとやっているものですから、そんな施策が目に見える形で出てきたということあります。これから夏過ぎまでそんなに観光経済はすぐには潤ってこないのだと思っています。やっぱりよそから持ってくるよりも、まずは地元から活用をお願いすることから始めないと、なかなか前年並みの売上げというのがどの施設も大変でしょうし、きついのだと思いますけれども、それら等踏まえながら、プレミアムのプレミアム率についても、やっぱり納得して、そして喜んで買っていて地元に消費していただけるような補助率をしっかりと検討していきたいと、このように思っています。

以上であります。

議 長(土門治明君) これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

明日6月10日午前10時まで散会いたします。

(午後4時42分)